

総務常任委員会会議録

[平成22年10月29日開催]

[平成22年11月 2日開催]

南あわじ市議会

総務常任委員会会議録

日 時 平成22年10月29日
午前11時10分 開会
午前11時36分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（7名）

委 員 長	出 田 裕 重
副 委 員 長	柏 木 剛
委 員	谷 口 博 文
委 員	熊 田 司
委 員	北 村 利 夫
委 員	蛭 子 智 彦
委 員	長 船 吉 博
議 長	川 上 命

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	湊 本 幸 男
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也

Ⅱ. 会議に付した事件

1. 付託案件

- ① 議案第65号 南あわじ市新庁舎建設について市民の意思を問う住民投票条例制定についての参考人招致について…………… 3

Ⅲ. 会議録

総務常任委員会

平成22年10月29日（金）

（開会 午前11時10分）

（閉会 午前11時36分）

○出田裕重委員長 済みません。それでは本会議に引き続き御苦労さまでございます。座って進行させていただきます。

それでは、ただいまより総務委員会を開きたいと思いますが、次第にございますように、先ほど本会議より付託をされました、住民投票条例制定についてということで、私も執行部に対しての質疑だけでいいのかなということで、きょうも委員会を開催させていただいたんですけども、ただいま机上にも配付をさせていただいておりますが、市民の会の前畠代表さんのほうから、参考人制度についての要望書ということで預かっておりましたので、本日皆さん方に協議をいただきたいなと思っております。

で、参考人制度についてでありますけども、いろいろと調べておりますと、まずは、審議の充実を図るために行うものということで、利害関係人であったり、学識経験者の要請もできるということになっております。

それから、出席についての法的強制力はございませんので、その辺も含めて本日の協議を進めたいなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは早速ですけども、要望書が届いておりますので、これは読みましようかね、どうしましよう。皆さん方お目通しをいただいて、一読しましたでしょうか。それでは、これについて御意見あれば承りたいと思います。

はい、蛭子委員。

○蛭子智彦委員 前畠さんの要望では、補佐人というふうにはなってるんですけども、代表請求者は6名ということになってますので、参考人として6名の方に来てもらうぐらいのことで、やはり内容もより深まって、その代表された方はそれぞれの思いを持って、全員が皆同じ理由からじゃないと思うんですけどもね。おひとりおひとりの思いというのはいろいろ多面的で多様性があるって、思いも多種多様であると思っておりますので、幅広い声を聞いて、その内容について議論するというのが、やはり今、非常に大事ではないのかなというふうに思っておりますので、ぜひこの要望を取り入れていただければなというふうに思います。

○出田裕重委員長 この意見について、はい、谷口委員。

○谷口博文委員 私はその委員会付託ということで、参考人に来ていただいてですね、代表者の前畠代表に来ていただいて、いろんな思的的なもんをお尋ねしたいなというよう

な思いがあって、今回こういうふうな提案というか、この委員会で発言しようかなと思っ
とったら、前畠代表のほうからこう、8名やいうてちょっと若干8名。

○出田裕重委員長 総務委員会は7名です。

○谷口博文委員 7名なんやけんど、ほれと、ほのこの補佐人ちゅうのはこれは、この
補佐人の意味がちょっと僕は理解でけらんねんけど、やっぱり代表者になったらそれなり
のやな、質問に対してこれは複数呼ぶことのほうが弊害ちゅうか、その辺、各個人個人ば
らばらで意見なわけ、結局は。この辺ちょっと僕も理解しがたいねんけんど。僕はあくま
でも総務委員会としては、僕はこれはもう市民の会の代表のよ、前畠代表、僕は1名でえ
えんじゃないかなというような思いがしますんで。

○出田裕重委員長 休憩しましょか。

はい、暫時休憩します。

(休憩 午前11時18分)

(再開 午前11時21分)

○出田裕重委員長 それでは再開します。

長船委員。

○長船吉博委員 この委員会、私もいろんな形で紹介議員になりました。で、その紹介議
員になると、ひとりで来て提案、説明、また各委員の意見を質問を述べます。そんな中で
やはりこう、ひとりっていうのは、物すごいこう、逆に被告席におるような感じになる。
で、何かこう、ここへ議長入れて8人。威圧感があるわけです。で、十分その自分が勉強
してきたことを言えるかいうたら、やっぱり言えてない部分があるわけ。だから、今、前
畠代表が言いよったように自分の意見が十分に言えるかっていう部分、僕は同調したいと
思うんですね。そんな中で、やっぱりこれ大事な問題やから、十分な審議をするべきやと
いうことの中で、やっぱりその昔からよくいう三人寄れば文殊の知恵というようなことで、
やっぱり複数の方に参加してもろたほうが、充実した議論になるんじゃないかなというふ
うに思っております。

○出田裕重委員長 事務局、補佐人について出ました。

はい、局長。

○事務局長（瀧本幸男） いろいろな法律の中では、補佐人というの出てきますが、こと参考人については、補佐人いう制度はございません。そういうことで、出るに、求めるんであれば、その一人一人を参考人という形で、求められなければいけないかなというように思います。

それと、参考人の制度については、その委員会で参考人を求めることができるということです。それで先ほども委員長がおっしゃったように、その求めにどうしても応じられないかということではないです。参考人それぞれ判断していただいてということになるかと思います。

それと、出席していただいた場合は、議員の質疑に対してその答弁をいただくということが基本です。ということは、参考人から意見を述べる、あるいは議員に質疑をする、参考人からそういった議員に対して言うことはできません。あくまでも議員の審議の中で聞きたいことがあれば、それに答えていただくというのが基本でございます。そんなことでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○出田裕重委員長 はい。ほかに御意見ございますか。

はい、柏木副委員長。

○柏木剛副委員長 今、事務局のほうから話があったとおりにかと思ひます。私もきょうの本日の意見陳述あるいは住民投票の意見書なりについて、そういう御質問したいとは思ひつてます。ただ、あくまでやはり参考人っていうのはやっぱり本来ひとりであるべきと、私はそんなふうにして思ひつてまして、前嶋さんに対して御質問したいと。ひとりでいいんじゃないかと私は思ひます。

○出田裕重委員長 ほかに。

意見が分かれておりますので、私はこの件については、多数決はとりたくございません。5名という、前嶋代表さんを含めて6名ということなので、これまでも先例はないんですが、少し人数減らせないものかなという思ひは持っております。委員会の進行上。そういう思ひを持っておりますので、例えば、例えば前嶋さんとあと2名とか、前嶋さんとあと1名とか、そういう落とし所を、もう今出してしまいましたけども、意見は持ってるんですけど、その件について、ちょっと意見が分かれておりますので、ちょっと進めたいと思ひます。

はい、谷口委員。

○谷口博文委員 これね、私このちょっと前嶋さん、これ前嶋さんに聞いたらいかんね

んね。前島さんとの。ちょっと休憩しましょ。

○出田裕重委員長 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時25分)

(再開 午前11時30分)

○出田裕重委員長 それでは再開します。

はい、柏木副委員長。

○柏木剛副委員長 どうなんですか、実際、私は2人でも3人でも6人でも、ほんまはいいんかもわからんですけどね、議論深めるっていう意味ではね。ただ、実際建前的には、さっき局長言われた本来ひとりずつ呼ぶべきというそのスタイルは、それは構わないんですか。ないんですか。だから人数はひとりでないといかんちゅうことはないということですね。はい、わかりました。

○出田裕重委員長 はい、蛭子委員。

○蛭子智彦委員 先ほどおっしゃったように、折衷案いうたらちょっと言葉悪いですけれども、6人の希望に対して、議会審議のいろいろなその段取り、運営上で委員長の決済で、3人というような案も出ましたのでね、できればその案で取りまとめただければというふうに思うんですが。

○出田裕重委員長 はい。この意見について何かありますか。

はい、谷口委員。

○谷口博文委員 私はね、前島代表に質問したいんでやね、できるだけ、そのしたいねんや。でもできるだけ少人数でよ、お願いしたいなという思いがありますわ。

○出田裕重委員長 はい、柏木副委員長。

○柏木剛副委員長 私らもじゃあ3人に賛成です。

○出田裕重委員長 はい、長船委員。

○長船吉博委員 当然、代表として名前があるんやから、当然、代表者が主に答弁してもらえと思うんです。あとの2人は、要は補佐人のようなもんやから補充、そのね、その意見を十分その自分が言えとるかどうかいふ補充してもらふ形のものやから、だから主は代表になると思うんで、僕はそれでいいと思っております。

○出田裕重委員長 はい、熊田委員。

○熊田司委員 そうしますと、これからももし参考人が複数でお願いしますということであれば、もうそれは複数で認めていくと。

○出田裕重委員長 その都度協議は必要であると思います。
はい、熊田委員。

○熊田司委員 じゃあ今回は、ひとりでもええわけですよ、もちろん、ね。

○出田裕重委員長 要望書もいただいておりますのでということもありますし。
ということでございますので、総務常任委員会、私の名前として、3名の方の参考人招致を求めたいと思います。で、よろしいでしょうか。
暫時休憩します。

(休憩 午前11時33分)

(再開 午前11時35分)

○出田裕重委員長 それでは再開いたします。
参考人の請求として、代表、筆頭代表の前畠さん、それから吉田さん、それから窪田さんをお願いをしたいと思います。これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○出田裕重委員長 はい。それでは、ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○出田裕重委員長 はい、ないようでございますので、閉会いたします。

(閉会 午前11時36分)

総務常任委員会会議録

日 時 平成22年11月 2日
午前10時00分 開会
午後 2時15分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（7名）

委 員 長	出 田 裕 重
副 委 員 長	柏 木 剛
委 員	谷 口 博 文
委 員	熊 田 司
委 員	北 村 利 夫
委 員	蛭 子 智 彦
委 員	長 船 吉 博
議 長	川 上 命

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	瀧 本 幸 男
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也

説明のために出席した者の職氏名

副 市 長	川 野 四 朗
市 長 公 室 長	田 村 覚
総 務 部 長	喜 田 憲 康
市 長 公 室 次 長	中 田 眞 一 郎
総務部次長兼選挙管理委員会書記長	入 谷 修 司

参考人

「新庁舎は住民投票で」市民の会 筆頭代表

前 畠 一 博

「新庁舎は住民投票で」市民の会 代表

吉 田 良 子

「新庁舎は住民投票で」市民の会 代表

窪 田 伊 都 子

Ⅱ. 会議に付した事件

1. 付託案件

- ① 議案第65号 南あわじ市新庁舎建設について市民の意思を問う住民投票条例制定について…………… 12

Ⅲ. 会議録

総務常任委員会

平成22年11月 2日(火)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 2時15分)

○出田裕重委員長 おはようございます。

ただいまより、総務常任委員会を開催させていただきたいと思います。

臨時会ということで、ほんとに変則的な日程ということで、委員の皆さんには全員出席のこと、開催できますことを、まず御礼申し上げます。

また執行部につきましては、きょうは少数5名ですが、1つの議案ということで審査を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

週末台風が心配されましたが、何とかそれていただいて、まだ11月中来るかもわかりませんが、しばらくは気を引き締めて、業務に当たっていただきたいということだけお願いをして、冒頭のごあいさつとさせていただきます。

それでは執行部からごあいさつあればお願いします。

副市長。

○副市長(川野四朗) おはようございます。

今も委員長さんのほうからお話ありましたように、台風14号が襲来するかどうか非常にこう我々も気を揉んでおったんですが、幸いにしまして逸れていただいたんで安心をしております。そのときには、ちょうど淡路島ロングライドがありましたので、どうなるかなというふうなことでみんなやきもきしながらロングライドを迎えたんですが、1,500人に及ぶ選手の皆さん方が淡路島を1周していただいて、淡路島を満喫していただいたんかなと。職員もかなりの数が出ましてその対応に当たりました。昨年から女子駅伝がなくなったわけなんです、新しい事業と、行事としてそういうものが定着していければというふうな思いもいたしておるところでございます。

きょうは、臨時議会に付議されました南あわじ市新庁舎建設に伴う市民の意思を問う直接請求の議案の審議でございますが、どうか慎重に御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

1. 付託案件

- ① 議案第65号 南あわじ市新庁舎建設について市民の意思を問う住民投票条例制定について

○出田裕重委員長 それでは、ただいまから第35回臨時会において、当委員会に付託をされました議案について審査を行います。

なお、本日は傍聴を許可しておりますが、傍聴される方々は傍聴規則に準じて傍聴されるようお願いいたします。

それでは、議案第65号、南あわじ市新庁舎建設について市民の意思を問う住民投票条例制定についてを議題といたします。

議案の審査に当たり、提案理由の説明についてお諮りをいたします。

付託案件については、本会議において説明を受けておりますので、質疑から行いたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○出田裕重委員長 ございませんか。

それでは、異議がございませんので、つぎに移ります。

審査に当たり、地方自治法第109条第6項の規定により、参考人として住民投票条例制定請求代表者の前畠一博様、吉田良子様、窪田伊都子様の説明のため出席を求めていますので、入室をしていただきたいと思っております。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時05分)

(再開 午前10時06分)

○出田裕重委員長 それでは再開をいたします。

先般の総務常任委員会で決定のとおり、本日は参考人として中央にお座りの前畠一博さん、それから私の向かって右側、吉田良子さん、そして左側に窪田伊都子さんにお越しをいただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これより、参考人に対して並びに執行部に対してもですけれども、質疑を行いたいと思っておりますが、念のため、委員並びに参考人の方々に本日の委員会の進行方法及び委員会条例について御説明をさせていただきます。

委員会条例第26条により、参考人の方から発言がある場合は、挙手の上委員長とおっしゃっていただきますようお願いいたします。

また、委員会条例第27条により、参考人の方々は委員には質疑をすることができませんので、御了承のほどお願いいたします。

お諮りをいたします。

執行部並びに参考人の方々に同時に質疑を行うという進行で御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○出田裕重委員長 はい。異議がございませんので、そのようにさせていただきます。

これより、質疑を行います。

質疑はございませんか。

はい、谷口委員。

○谷口博文委員 どうもおはようございます。

早朝より参考人の方々には3名もお越しいただけてまことにありがとうございます。先般も総務委員会で、私自身は、前畠代表1名で十分やというようなことでしたけど、請願というような方向でやね、前もってだれか議員から情報を入手した上でやね、そういうような請願書の提出されとったと思うんやけど。

で、前畠代表等々、3名の参考人にお尋ねしたいのは、条例制定請求のあの署名について、私のほうで若干こうさまざまな質疑をさせていただきますけど、まず最初にですね、前畠代表にお尋ねしたいのは、この受任者の数名379名やね、そういう379名にして大体のその把握というか実態の把握はされとるんでしょうか。

○出田裕重委員長 はい、前畠さん。

○前畠一博氏 きちんと名簿をつくって把握しております。

○出田裕重委員長 はい、谷口委員。

○谷口博文委員 その中にですね、吉田参考人もお見えになっとなねんけど、その現職の議員がよ、複数いてると思うんですけど、現職の議員は何名おられました。受任者の中に。

○出田裕重委員長 前畠さん。

○前畠一博氏 ごめんなさい、今ちょっと名簿持ってないので、はっきりした数字は言えません。言えませんでわかりません。はい。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 いや、全体の把握というのは、受任者のよ、把握はされとんでしょ。

ほんでその中にですね、その現職の議員が、私は縦覧した段階で複数は確認しとんねんけど、何名によ、受任者がおられたんですかということをお尋ねしとるわけです。名前でない、何名いてましたかという質問なんです。

○出田裕重委員長 前島さん。

○前島一博氏 だから受任者だと5名。受任者という形で5名です。5名ですかね。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 前島代表、自治法で112条いうことでね、12分の1以上でね、同等の効果があるような議員の提案っていうようなことができるというようなことは、認識としてありましたか。

○出田裕重委員長 前島さん。

○前島一博氏 質問の意味がちょっとあれですけど、50分の1以上の署名、どういう意味ですか。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 地方自治法にね、112条にですね、議員が12分の1以上の、12分の1いうことはすなわち2名がよ、2名以上の議員がおったらね、同等の効果のあるような議案の提出ができるというようなことは、認識としてありましたか。

○出田裕重委員長 前島さん。

○前島一博氏 そういうことは聞きました。はい。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私も縦覧しとったら元議員、吉田さんも当然そうなんやけど、そのあたりの認識は当然あったと思うんですわね。住民投票直接請求に至るまでにもう一方の選択として、議員が2名以上いてたら同じような同等の効果のあるような議員の提案ができるのになぜですね、その補正まで組んだような一般財源を組んだような状況でよ、選択肢

された理由についてですね、お尋ねいたします。

○出田裕重委員長 前嶋さん。

○前嶋一博氏 今お尋ねの議員がすることと、それと住民がすること。2つ方法があるということですね。で、私どもは住民説明会で説明を受けて、その説明を聞いて質問をいろいろしたんですけども、その住民説明会でのその説明がですね、余りこうよくわからないと。それで、1回きりしかしてもらえないと。そういうことでどうしようかと。私個人もこのままじゃ納得いかへんしどうしたらいいんだろうなってこう思ってて、そういうことを訴えるために個人でメッセージを出してですね、したわけですね。そうすると、そのメッセージを出したあと、私だけじゃなくって同じように思ってるよという方から電話いただいたり、じゃあちょっと来てみたいひんかいうことでいろいろ話をしたわけですね。そういう形で、住民からの運動なわけですよ。だから、そこには、行ったときには議員さんもおられたりしましたが、これは議員さんが中心になった運動ではなくって、住民が中心になった運動です。で、住民として頑張ってどうしたらいいかな、どんな方法があるんかないうことを考えながらやっていて、そうしたら住民投票という方法があるだろうということで、まとまってそれに向かっていったと、こういうことになります。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私はね、自治法上、間接民主主義うか、議会制民主主義の中でよ、議員が受任者の中に先ほど5名というようなお答えをいただいたわけですけどね、当然そういう議員の方々からのいろんな前嶋さんの思いの中でですね、議員の方から上程するような、そういうようなことは話の中には出なかったんでしょうか。

○出田裕重委員長 前嶋さん。

○前嶋一博氏 記憶の限りでは出てないですね。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私はね、そういう市民の直接請求権、当然その権利の行使っていうのは、それはもう、しかるべき権利の行使なんですわね。

でね、つぎに前嶋さんにお尋ねしたいのはですね、この選管のほうでこう私もこのホームページというか、選管の審査結果についてね、私自身もこう関係者からさまざまなこの

住民から聞いとる中にですね、明らかにですね、74条の直接請求に関してですよ、やはり権利の行使なんで、当然責任というか罰則的な規定もあるわけですね。当然、住民に署名を求めるときに犯してはならないような、その辺の説明というのはですよ、この受任者ですね、3百7十何名かの方々によ、周知徹底というかよ、その辺はどのように説明責任というかですね、そのあたりは果たされておられましたか。

○出田裕重委員長 前嶋さん。

○前嶋一博氏 書類ですね、それと受任者になっていただくには、それなりの納得をしていただかなきゃなりません。で、私たちが受任者になっていただく人たちは、選挙権のある一人前の大人であります。判断力もしっかりした大人であります。ですから、きちんと納得の上で、お名前をいただくわけですね。ですから、納得しなければお名前をいただけないわけです。ですから、きちんとした判断のもとにそれぞれ一人一人が大人として判断して受任者になっていただいたとっております。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 当然ね、これ縦貫道の橋の料金の値下げの署名でなしによ、やはり権利の行使なんで、その辺よ、批判があったときには、罰則もあるというようなことを当然説明というかしていただいたと思うんですね。

ほんで、選管のほうでね、ちょっと私も見とったらですね、この第三者が収集したものとか署名期間外の、署名期間1カ月ありますわな、その期間外であったりとかですね、それとかその正規の手続によらないで求めたものというようなやつはですね、やはり法律を逸脱したような、そういうことで選管でチェックされとるといような私はそういう認識があるわけですね。前嶋さんはこのあたりに関してですね、どのようなね、御認識をお持ちなんですか。

○出田裕重委員長 前嶋さん。

○前嶋一博氏 当然、大人の自分で自己管理のできる大人がやってることだと、そういうふうに信頼しております。

その選管の判断については、選管の判断ということで受けとめています。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員　　そこで選挙管理委員会の次長にお尋ねをするわけですがね、次長、7
4の4のところにですね、いろんな署名の偽造とかその数の増減したものとか、3年以下と
か禁錮で50万以下とかいうような罰則規定ありますわね。そのあたりに抵触しとるよう
な状況の署名っていうのは、選管のほうではどのような認識をされておられますか。

○出田裕重委員長　　選挙管理委員会書記長。

○総務部次長兼選挙管理委員会書記長（入谷修司）　　選管の審査につきましては、委員
4人に与えられた専属権限という中で、その効力の審査を行っております。

ですから、捜査をするとか、そういった罰則を訴えるとか、そういった機関ではござい
ませんので、その審査において無効としたものについては、ホームページ等で公開してお
りますように、1,651人というようなことで審査をさせていただいたところでありま
す。

○出田裕重委員長　　はい、谷口委員。

○谷口博文委員　　私はね、その正規の手續によらないで求めたものというのはね、受任
者でない方がですね、署名を求めとるような事例を私はかなり実態把握をしとるわけ
ですわ。あのね、受任者の資格のない方がですね、署名を集められたというような方も私も複
数認識しとんねんね。でね、前嶋さんにね、善意のですよ、前嶋さんらがお願いしよう第
三者がですね、知らずしてよ、法に抵触するという、すなわち違法行為よの、そこらを私
は前嶋さんとしては、説明責任があったんじゃないかなというような思いがあんねんけ
ど、その辺は前嶋代表どのような御認識でしょうか。

○出田裕重委員長　　前嶋さん。

○前嶋一博氏　　説明責任というよりは、この第三者収集ということをどの実態で言っ
ているのか、私ちょっと把握できてないんですけど、だから、そのもちろんその悪意を持っ
てね、するようなことは言語道断だと思いますが、そうですね、私の1つ聞いているのはね、
受任者と一緒に回ろうということで、回っていただいていたと。で、その回っていただい
た方がね、もう署名、これもっと私がじゃあ集めたる、あんたとろいみたいな形ですね、
ば一っというっていうことを、後から、要するにこういう縦覧が終わったですね、後に
ね、あ、そんなこともあったみたいな話は出たんですね。で、うわーそんなんもあつたん
かと。それもその結局善意を持ってね、一緒に回ってて、それば一っといっちゃったみ
たいな。だからそれはね、その一緒に回ってた方もそんな悪気があつたわけでもない

し、うん。だからもうそれはね、もう選管にお任せすると。したことだし、それでいいんじゃないかと思ってます。

○出田裕重委員長 はい、谷口委員。

○谷口博文委員 私は何を問題にしとるかというたらね、ほんとに前嶋さんね、善意の第三者、私自身はね、この370名でね、これ1万1,364人でしたか、これだけのね、署名を集められとると。私はね、まだ南あわじ市は私は捨てたもんじゃないと。地域のコミュニティというか地域のつながりがあるんですわね。

でね、前嶋さんね、先般の前嶋さんの議場での意見陳述を聞いたってらですね、前嶋さん、あたかも署名された方がですよ、全員がですね、庁舎建設に反対というふうなお考えの持ち主だというふうな、私は前嶋さんの発言を聴取してですね、聞いたわけですよ。で、その辺、前嶋代表なり吉田参考人なり窪田参考人のよ、それぞれの意見を聞きたいねんけど、署名に回られたときにですね、これはどのように私は署名を求めたかというのは、私も何人かから当然署名した方からも聞いたんねんけど、どういう御認識でよ、議場で陳述されたやつ聞いたってても9,000人が全員がですよ、あたかも庁舎に反対のような、私はそういう受けとめをしたんやけど、前嶋代表の認識と吉田参考人、窪田さんの3人のそういうような思いだけちょっと述べていただけますか。

○出田裕重委員長 順番に述べていただいていいですか。じゃあ3名の方順番に、前嶋さん。

○前嶋一博氏 じゃあまず私でよろしいですか。

○出田裕重委員長 はい。

○前嶋一博氏 今、谷口議員が反対だというふうに受けとめたというふうにおっしゃったのは、物すごい心外な話でございます。よくちゃんと聞いていただければ、そうじゃないということがわかっていただけたはずですね。反対、賛成するにしても、その説明をきちんとしていただかないとしようがないじゃないですか、ね。その説明責任を果たしていないことが一番問題です。しかも、住民が疑問に思っていることがいっぱいあるにもかかわらずですね、そういうことが結局ね、そういうことを無視してどんどんどんどん進められていってると。説明会も1回しかしてくれないと。だったら住民がそれを投票で決めていこうじゃないかと、賛成であろうが反対であろうがね。これが住民で考えていくことが一番いいんだというふうにしてもらってらっしゃる方に署名をお願いしていったわけです。私も

その署名を集めるときに、そういう形で署名を集めさせていただきました。以上です。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 要は、住民投票をしませんかということで、署名を集められたというような解釈でよろしいですか。住民投票をよ、しませんかということで署名を集められたと。で、私の議場でのよ、陳述はよ、9,000人がよ、全員がよ、庁舎に反対ではないんやと、心外やということをおっしゃってよ、要は、住民投票をしませんかということで署名を集められたというような、今の説明でよろしいんですか。

○出田裕重委員長 前嶋さん。

○前嶋一博氏 それで結構です。

○出田裕重委員長 はい、吉田さんどうぞ。

○吉田良子氏 私は、特にこの署名活動を通じて感じたことは、特に私はこの市に住んでまして、庁舎ができれば利便性がよくなる地域になってます。その中で、私もこの住民投票を問う署名をどういうふうな形で集めるかっていうところは、これまでの市民の会の会合の中で、この新庁舎建設の是非を問う署名だという認識のもとで、1カ月間頑張りました。その中で、私、先ほど申し上げたように、この市を中心にしながら署名を集めさせていただきました。

で、先ほど申し上げましたように、便利になるという反面を持っている中でどれだけ署名が集まるかっていうのは、大変不安な中で出発をしたわけですけども、市民、市の方々は、やはり庁舎ができて市民サービスが一体どうなるのかという不安の声が数多く聞かれたわけです。

で、市でも、住民説明会がありましたけれども、その住民説明会で、やはり市民の方々がやっぱり納得できてないというような感想をよく言われたし、住民説明会、庁舎建てるかどうかをもっと市民の声を聞いてくれるものかと思っと思ったら、決まったことの説明会で、がっかりしたというような声もたくさん聞かれました。そういう中で、署名は市を中心にたくさん寄せていただきました。当然、庁舎は賛成やという人もいましたけれども、思ったより私の感想としては、たくさんの方に署名をいただけたなっていうふうに思ってます。その中で一番感激していったのは、この人は多分署名は難しいやろなと思いつつ行ったところが、だれが署名に回ってくれるんか待ってたという人が何人かいたわけですよ。それとあわせて、これは割と細かいところに名前を書くということで、高齢者の人が

大変苦勞したわけですがけれども、一遍こういう紙に練習してこっちに書いてくれたという人もいたり、ですからそういう中で、やっぱり自分たちの町のことは自分たちで決めたいという思いが、すごく広がってるんだなっていうふうに感じました。これからこの住民投票条例がどうなるのかというのは、大変心配する声もその後たくさん聞かれて、やはり市や議員だけでなしに自分たちで決めたいという思いがたくさんあるというのもよくわかりました。

ですから、賛成、反対だけでなしに、賛成、反対という思いを持ってる人、ほやから賛成の人もかなり署名してくれたと私は思ってます。以上です。

○出田裕重委員長 はい、では窪田さん、どうぞ。

○窪田伊都子氏 窪田です。失礼いたします。

私は、福良生まれの福良育ちで、福良にずっといるんですけど、福良のその寂れ方というか、それがもう物すごく気になって、それで市長さんの住民説明会に行ったわけです。

それで、私、この前のときのこの議会だよりっていうのを、ちょっといつもちょっと読ませてもらってるんで、そのときに700億の借金があって、基金は何ぼやったかな、百何ぼやったかと思うんですが、そういう中で、新庁舎を建設して行って本当にええんだろうか、今、少子高齢化といういわれとるの、福良の町を歩いて福良のその中を通ったらきっと議員さんわかると思うんです。それで、私としたら市長に質問したわけなんですけど、その質問に返ってきた答えが余りに納得がいきませんでした。私は主婦です。それで、家計を預かってる場合、何十年も家計簿をつけてる中で、やっぱり借金多いのに何で家建つんですかって聞いたんですね。で、返ってきたんがちょっと私らにはわからないような経費の何かこう、言われてたんです。

でも、私が署名をずっと集めに回ってた漁民住宅の人とか、それとか県営に住んでる方とか、みんな底辺層っていうか、もうそこを支えてる人ばかりなんです。そういう人が言うには、もうこんな新庁舎建てて、ほんまに高齢者ようさんおんのにこんないけんのけて、それがもう純粋な疑問なんですわ。

それで私はその受任者になって一軒一軒回って説明していった中で、そら賛成の方もいました。東十軒家の上のほうの方で、ちょっと歳いった方で、わしゃ庁舎が1つになったら経費が浮くんだったらそれでええと思っとる。ほやけど住民投票でやったらええと思ってるって言って、署名してくれた方もいました。

で、沼島へ行ったときも、私は娘と沼島へ行きました。で、沼島の漁師の人に、土曜日が漁師の方休みなんで、それでいろいろ聞きました。そしたら何地区かわかりませんが、地区の方に聞かなわからんていう古い風習の人たちもいました。でも、固まりのこう、漁師の人が固まってるところでいろいろ聞いてこんなんですが署名していただけますかって

言ったら署名してくれました。

○出田裕重委員長 はい、谷口議員。

○谷口博文委員 ありがとうございます。大体私も実態の把握というかですね、署名された中にも賛成というような方も、要は住民投票しませんかというような思いがあって、署名されたというような思いですわね。

ほんでね、私自身は、物事の判断基準っていうのはそれぞれ個々ね、やはり自分自身が豊富な情報があればあるほど正しい物事の判断っていうのができると思うんですわね。物事を判断する上において。で、材料が少なければ少ないほど判断というか、要はね、住民投票を署名された方に聞いていったら、要は地域のつながりですよ、お隣の近所の方がお越しになられたらよ、やはり日ごろのつき合いがあって署名されたよ。それと設問ですわね、例えば、今のこの借金抱えとるときに25億のやつが要りますかというようなことで署名されて、設問というかですよ、1つの設問で判断したらよ、物事の判断っていうのは、私はまた正しい、英知を絞って判断することによって政治判断が出来るよ。私はそういうような思いがあるわけですよ。ほやけど署名を集めてあげとる方々は、お隣の人に来てですね、今の時代にこの景気の厳しいときに庁舎だけ25億円もかけて建設の必要ありますかかって言われたらやね、そういう設問だったら、そうやなと思って書くと思うんやね。けど、将来のことを今から20年30年、やっぱり将来の子供のことを思っていえば、やっぱり行財政改革は必要やというようなことで、また問いかけによってよ、若干また判断する判断基準というのは、かわってくるというような私は思いがあるんですわ。

もう1、2点だけちょっと聞かせていただきたいんやけどね、要は、この善意の第三者等が、何らかの処分というか処罰をされたときによ、その責任というか、そこらを代表のほうはどういうような思いをお持ちなんでしょうかね。

○出田裕重委員長 前嶋さん。

○前嶋一博氏 処罰されるってどういうことですか。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 住民の一部の中にね、さまざまな動きがあるっていうのは御存じかどうか、知らんねんけど、私はそういうような動きがあるっていうこと認識しとるわけですよ。ほんで、自治法74の4に抵触しとるような状況ですよ、例えば、全く受任の資格のないよ、受任者じゃない人が大勢集めとんねん前嶋さん。実際の話が、先ほど善意の

第三者ちゅうかよ、頼まれてよ、これあと埋めていってくれへんかというようなことで、ほんま多数受任者の資格のない方がね、集められとるような事例が前嶋さんようけあんのよ。で、そういうときにね、何かあったときにどういう責任というような思いがあるんでしょうかという話です。

○出田裕重委員長 前嶋さん。

○前嶋一博氏 今のは、ちょっと全然違いますね。だから選管がきちっと判断をして、1万1,364あった内の1,654ぐらいかな、が、その谷口さんが言われたことで疑義があって、それだけじゃないですよ、重複してたのが400で、拇印がはっきりしなかったとかわかりずらかったという非常に厳しい、私としては厳しいと思われる判断でやったというのが500ぐらいで、で、そのほんとに谷口さんの言われてる数字は、ほんとに少しだったと。

それともう1つは、9,713というのが、その厳しい選管の審査をちゃんと通り抜けてですね、正式に認められたものであると。だから今、谷口さんが言われてるのは誤解があってですね、で、誤解を招く言い方があるので、それは訂正してほしいと思いますね。そういうことで集めたものではなくって、9,713筆がきちんと皆さんが判断をして、そして選管がこれがきちんと皆さんが判を押したものである、署名したものであるということを得られてますので、これは谷口さんが違います。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 まあね、前嶋さんね、選管は形態というかそういう書類上の審査ですわ。私は言うとなのはね、実際によ、自分の身近な周辺からそういうふうな情報をいただいとるから言うとるだけの話なんで。前嶋さん、ほやからね、選管には書類上の形式の実行された結果、こういうふうな千六百何ぼかが無効にされたと。ほんなら私はね、隣の人が来てよ、書いてくれって書いと。ほんならおまえ、お父ちゃんの名前まで書いとって実際は有効になっとなねん。ほんな事例も前嶋さん、言えば言うほどようけあんのよ。

ほれとね、私ばかり時間とられへんさかい、もう1つね、吉田さんにお尋ねしたいのはね、現職の共産党の議員の方の提出された中によ、コピーが入っとないうような認識は承知しておられますか。

○出田裕重委員長 吉田さん。

○吉田良子氏 縦覧期間中にそういう話を伺いました。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 まあね、私はね、これそういう私自身が言うとなんかちゃんねんけどね、例えばですよ、そういうふうな政党の方がですね、そういうコピーをとられておるといことはよ、将来何らかの目的外使用というたら大変失礼なんやけど、その例えば選挙のよ、そういうふうな名簿のためにされとんのじゃないかというような話もあるわけですね。だから吉田さんはそういうコピーなんかはとられたんでしょうか。

○出田裕重委員長 吉田さん。

○吉田良子氏 署名を集めてくれた方の分については、コピーという形はとってませんけれども、今、蛭子議員のコピーの5名分がカラーコピーになってたという話だったと思うんですけど。で、その後、あと全部埋めてるから20名の署名があつて、それを1冊分として提出してるわけですけども、私もなぜそういうふうになったのかっていうのは、ちょっと蛭子議員にも聞きましたけども、原因がはっきりわからないようなんですけども。私は一番感じたのは、5名分のコピーはあつたとしても、そのあと6名分からは、きちんと相手の方に対して署名をお願いして、それを有効やという形でこれを提出してるわけですよ。で、それが気がつかないっていうのは、整理上問題もあつたかというふうには思いますけれども、意図的にそういうことをしたら当然、選管が判断してこれはおかしいというのは、チェックがかかるはずですから、そういうことをあえてするはずはないし。で、残りの15名分の署名がぼつに、無効になってるわけですから、そういうことをするはずがないと私は思ってますので、その私は、その15名の署名してくださった方に対して大変申しわけない思いがいっぱいです。

ですから、意図的にコピーをしておくためにそういうことをしたということの認識は私は持ってません。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私もね、同僚議員ですよ、聞いたらほらもうね、確信とかそんなんじゃないんですよ。ほんとにこう過失というかよ、うっかりしたケースやと私はそういうようなことを聞いとるわけですけど。

ほやけどコピーがあつたということはよ、一事が万事とは言わんねんけど、やはりこう疑念を持たれてもすべてだよ、署名されたやつをよ、コピーをとるといような、一部にそういうやつがあればですね、そういうような誤解を招くようなケースもあんなやね。

だから、私も日本共産党といえばよ、ほらほんとにこう政党としてよ、ほら筋道のおおつとる政党なんでやな、そんなあえて数をふやしたるとか、そんな虚偽のやな、報告するやいうような、私はそういうような思いはしてませんけどね。

やはりそういうような疑念を持たれたことに対してですね、吉田さんはどのようにお思いでしょうか。

○出田裕重委員長 吉田さん。

○吉田良子氏 署名された方々に対して、大変申しわけないという思いがいっぱいあります。

で、そういう署名簿をきっちり管理というか、できなかった点は、不十分な点もあったかと思えますけれども、先ほど申し上げたように、5名分だけのコピーですから、5名分だけをコピーして自分そこに置いとくというのは、ほんと不自然な話なんで、そこら辺は、はっきり原因もわからないわけですけども、ほんとにこう署名簿1冊が無効になったいうことは、ほんとに大変残念な思いでいっぱいです。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私自身ね、ほんとにこう地域のコミュニティーがあって、この淡路島私自身は大好きで、ほんで隣の人に来てくれたら署名する、ほらもうそれでもう、そういう地域のコミュニティーあるっちゅうことは、私は9,000人、1万人よつとるいうかよ、私は南あわじ市を誇りに思つとるんですわ。

かといってね、やはりこれが是じゃ非じゃいうようなことでね、地域のつながりをね、今から希薄にしていってね、仲たがいするようなことだけはね、私は避けたいなというよな、ほんとにね、善意の第三者がよ、あ、そういうようなことで回って、今度は私が行って回っていったるとかいうて、ずっと回つとるようなケースがほんまね、こういう人をね、批判すのでないんです。私はもうそういう地域の町のコミュニティーあるっちゅうのは、我々もすばらしい町は思とんねん。ほんでどこの都会やったらよ、隣のおばはん来たつてよ、書けへんぞ。実際何、変なもん書きよつたら個人情報どっかへ漏えいすとかいうて、都会だったらこんな書けへんねん。ほやけどこれ田舎はよ、すばらしいこの南あわじ市やさかいこないして隣の人来たら、1万人も名前よつてくんねん。実際いうて。

ほやけどね、これはね、吉田さんね、住民投票を、私は住民投票をしてくださという思いもちろんあると思うんやけど、中にはよ、やはり隣のつながりというかコミュニティーの信頼ということで、これは書いとると思うんやね。ほやから私ばっかししよつたらいかんので、一たん終わりますわ。

○出田裕重委員長 はい、柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 賛成か反対か問わずに書きましようという、ほな署名ましようという話は、これはちょっと置いといてですね、その結果について、ちょっと先ほど選管の話が出てましたけどね、1,651名の無効が出たと。で、内訳はこの選管の審査録ということで全部わかるんですけど、その辺について、どんなふうに表示はお考えでしょうか。14.5パーセントですから7名にひとりですね、という割合で出とんですけどね。その辺はどんな認識をお持ちでしょうか。

○出田裕重委員長 前嶋さん。

○前嶋一博氏 大変厳しい選管の審査だったという認識を持っております。拇印に関してですね、あったものについて、結局随分と不鮮明があるとか印なしとかですね、そういう判断は下されました。秋田地裁のね、昭和63年の判決でしたか、その事例でそういうふうに、それを根拠としてされてるわけですけども、それに関しては、いろんな見方がありましたね。署名っていう自分の名前をこう、自分で自筆で書く。これはサインですよ。そのことによって、自分がこれに対して署名しましたということの役割は果たしてる。印に関しては、その印鑑は同一家族であれば、三文印でぼんぼんぼんと押せるとか、あるいは同じ名前だったらね、印鑑によってその押せるわけですよ、結局はね。あるいは裁判例、行政実例とかいろんなんを見ても、その印鑑が本人の名前でなくっても、それが本人がそれで押したと言えれば通じるとか、いろんな実例があるわけですね。その印鑑に対して、これその指紋が拇印がですね、本人であるかどうかは識別できないといけないところまで、留印がしないとけないとかね、いうことを求められたわけですけども、その署名運動1カ月という短い間、それでお話をして、印鑑ぱつとかわりに持ってなければ押していただく。押していただくときに、ほんとに押し方によって全然こうあれですね。だから押し方で、もう全くこう同じ条件でも違うんですよ。ちょっとつき過ぎたり、ちょっと薄かったりということですね。そういうふうな違いっていうものを、物すごく重要視されてしまったっていうことですね。

○出田裕重委員長 はい、柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 印鑑の問題は確かにあります。印がないもの194、それから印影が全く不鮮明であるもの124とあるんですけど、それ以外に自著でないものが412、指名代筆について無効事由があるもの229と。圧倒的にその印鑑以外の無効となるもの

が多いと思うんですけど、その辺はどんな考えお持ちでしょうか。

○出田裕重委員長 前島さん。

○前島一博氏 その自署でないものというのは、これは選管が判断されたものですね。同筆であるというふうに判断されたものかと思われます。それは同じ御家族の方が、結局お父ちゃんだ、お父ちゃんもどうする、おれ書くんもういややと、だからもう書いといてって、いやそれはあかんねんで、わかったわかったというて、でもな、おれということ、かわりに書いちゃったとかいうね、そういうふうなこともあるかもわかりませんね。

○柏木 剛副委員長 それは、それに対してどう認識されてます。

○前島一博氏 あ、それに対してですか。署名をしていただいたことに対しては、大変ありがたいと思っています。それもその本人で書いていただければよかったですね。ほんとにね。ただ、そういうところで、いつも回ってくる署名みたいな感じで、ぱっぱとこう書かれてしまったというのは、そういうところはちょっと残念でした。ですから、働いてて仕事だったり、署名を持って行ってその中でお時間いただいて、お話をさせていただいて、そして一つ一つ署名をいただくわけですよ。そういうふうな御苦勞を物すごくよくわかるわけです。その中で、じゃあ署名お願いしますって言ったときにわかりましたと。ほんだからもう全部自筆でお願いしますと。で、お父さんもいてたら自筆でお願いしますって言って、そしてわかりましたって言って、持って上がって署名してくれたものですね。それを持って帰ってきて、よく筆跡が似てるからといってですね、ありがとうという気持ちは変わりませんよ。ほんで、ありがたいと思って持って帰ってきたんです。

○出田裕重委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 私もずっと2日間縦覧したんですけどね。

ただし、代筆に関しては、必ず厳しい罰則規定が入ってるし、この署名簿の書き方のところでもきちんとした注意事項があると思うんです。だからそれだけのものが出たちゅうことを。それはそれで言ってもあれですけど。

もう一つは、この選挙管理委員会が出した中で、期間外8月2日から9月2日以外にあったのが8件、それから明らかに選管の表現ですと、改ざんされているもの20件とあります。これ御存じないですか。

いやそれでですね、選挙管理委員会にお尋ねしたいんですけども、期間外に署名した場合の罰則規定、それから改ざんの場合の罰則規定、かなり厳しい罰則規定もこれあるんで

すけど、それを一度御説明願えますか。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。

○総務部次長兼選挙管理委員会書記長（入谷修司） 選挙管理委員会のホームページでの公開等につきましては、署名期間外に署名したもの8件、改ざんしたものという御指摘でございますが、そういったものは公開はしてございません。

○柏木 剛副委員長 いや、選管委員会の審査録の中にね、はっきりとつぎの署名簿は改ざんされているので、当該署名簿を無効にしたというのが明記されとるんですよ。だからここに20名と書いてるんですけどね。

で、その場合はね、その場合のその規定、そういう厳しい規定があるはずなんですけど、それはどんなふうになっていますか。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。

○総務部次長兼選挙管理委員会書記長（入谷修司） 罰則規定につきましては、地方自治法74条の4に規定してございます。それで、署名の偽造、造言罪というのがございます。また、代筆の場合のそういった罰則もございます。3年以下の懲役禁錮または50万円以下の罰金ということが規定されてございます。

○出田裕重委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 ということがあるんですけども、そういうことが事実あったということを選管が認定しとるんですけど、それに対して、どんなふうに責任をお感じでしょうか。

○出田裕重委員長 前嶋さん。

○前嶋一博氏 はっきりいって、頑張っていたなと思っております。

責任と言われますけれども、それは感じておりません。それはそういう一生懸命やっていただいて、善意の下でやっていただいた署名。確かにね、初めての経験で、皆さんそういうふうにごう選管に認められないこともたくさん、たくさんじゃないですよ、9,713筆も正式なものがあったわけですから。

ですから、そういうふうなちょっと不備なところ、なれないために不備になって、本当

はちゃんとした署名がいただけなのに、ところを不備になってしまって、無駄な署名になってしまった残念な署名、それが1,600だと私は思っております。

ですから、きちんと署名を今度はいただけるように、そういう署名を持って行きたいというふうに心がけるだけです。

○出田裕重委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 確かに全体の中の80何%は、もちろん選管が皆オーケーと認定したわけですが、ただし少なくとも何件かに関しては、法に問われるという部分、事実があるわけです。

だからそれに対して、責任を感じないというのはどうかというふうには思うんですが。

○出田裕重委員長 前嶋さん。

○前嶋一博氏 一人前の選挙権を持った一人前の大人たちであります。それがおのれの判断でよかれと思って、頑張ったことだということで、信じてると。こういう意味で、責任を感じていないと言いました。

○出田裕重委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 改ざんがあった、これは罰則規定に、自治法の罰則規定に該当するということが、事実があったことは御存じなかったんですか。

○出田裕重委員長 前嶋さん。

○前嶋一博氏 いや、改ざんのことについては、全然聞かせてもらってません。報告もございません。

○出田裕重委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 じゃあそれは、事実を知らなかったということですか。法を知らなかった、どちらの、じゃあ法は知ってたけど事実は知らなかったということですか。

○出田裕重委員長 前嶋さん。

○前嶋一博氏 罰則規定があるっていうのは、それは法律の中に書いてあります。それに関しては、署名というものをきちんとね、集めましょうということですよね。

要するに、普通に皆さんがそら間違いも犯しますよね。だから私はそないに罰則規定、罰則規定と言われるけれども、そんなふうには思っていないですよ。市民が善意のまま頑張ってやったこと、それに関して法律というのはね、それにそういうふうな一生懸命市民がやって、そして間違いを犯したことに對して、罰則を与えるようなことはしないとします。悪意を持って人に迷惑をかけたり、悪意を持ってやったことに関してね、そういうふうな罰則があるわけであって、善意で間違ったことに関しては、罰則っていうふうに書いてあるけれども、それには当てはまらないと思っております。

○出田裕重委員長 審査の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開は午前11時5分といたします。

(休憩 午前10時55分)

(再開 午前11時05分)

○出田裕重委員長 それでは再開いたします。

質疑はございませんか。

はい、熊田委員。

○熊田 司委員 それでは、ちょっとお聞きしたいんですが、前嶋さんの市民の会が出したチラシなんですけど、緑のほうでは倭文の支所がなくなりますと。南淡のほうでは北阿万とか阿万とか支所がなくなりますと、こういうことをいわれてます。その議員の前嶋さんがあてた内容を書いてあります。確かに支所は最初の案ではなくなるという形で書いてあったかもわかりませんが、その分、住民の市民の交流センターはつくるという形で、市のほうは約束をしてたと思うんですが、それがそのところに一枚も一言も入ってないとなると、それを見た人は、こんなどうなんのよと、支所がなくなるやないかと、わしらにじゃあいつまで、いや、いついうたら失礼ですね、三原の新庁舎まで行けっていうんかと、こういう思いは絶対出てくると思うんです。

なぜそこら辺のところをきちんと書かなかったのかっていうのと、あとはなぜ緑にはその緑出身の議員の名前、南淡では南淡出身の人の名前しかを出さなかったのか。この点についてお聞きしたいんですが。もしかしたら言いたいことあるけど、できるだけ僕も簡単に質問させてもらいますんで、簡単に返答いただけたら助かります。

○出田裕重委員長 ということです、はい、前島さん。

○前島一博氏 失礼します。最初のは、支所がなくなるというのに、交流センターというのがビラに入っていないという話でしたね。簡単に言います。説明責任は市にあります。きちんと理解、住民ができてないというのであれば、それがその説明責任を果たすべきです。そのあと、それだけではなくって、きちんとしたチラシをいっぱい出しています。それを読んでいただければわかると思います。

もう1つ、南淡と緑町とそれぞれの地域に出したと。なぜかと。それは、その地域だからです。その地域あてのチラシだから、そういう内容になったと。以上です。

○出田裕重委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 その前島さんのチラシの中でね、見ていろいろと思うところありますが、それは市の説明不足やと。と言いますけども、そのチラシを書いて、皆さんは市民の会として、市民に住民投票しましょうよということを訴えてるわけじゃないですか。そやのに、自分の言いたいことだけ言って、市はこういうふうな形で交流センターをつくると言うてるのに、その部分を掲げなかったとなってくると、いや、今言うてるのは、その緑とその南淡に出した分だけです。あとの分はもちろんちゃんと書いてあんのわかってますよ。

○出田裕重委員長 前島さん。

○前島一博氏 総合的に見ていただければ、ちゃんと書いてあるのがわかると思います。

○出田裕重委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 その総合的という意味がわからないんです。そのだれも全部が全部そのチラシを見るとは限らないわけじゃないですか。これはやっぱりね、失礼と思います。

○出田裕重委員長 前島さん。

○前島一博氏 交流センターの話とかいろんな話について、きちんと判断をして、毎回毎回チラシを出していますが、それについて、すべてをそれぞれのチラシに書くというのは、これは不可能ですね。ですから、それに応じたチラシを出していきます。ということになります。

交流センターの話も、こちらのほうに話としてきちんと出してあります。ということです。ですから、そういうふうには思っておりません。

それに対する説明責任は、その住民が知らなかったということに対することで、私たち市民の会へ言ってきてますけれども、それは知らない、住民が知らないんであれば、その説明責任を市が十分果たしていなかったということになります。だから、それに関して、市が言うてることに関してどうかと、こうじゃないんじゃないかなとその1点、そのこれはこう違うんかなということに関して、それぞれ出してると。こういうことになります。御理解いただきたいと思います。

○出田裕重委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 これを言うと、何か前嶋さんを追及しているみたいな形になってしまうんですが、やっぱり前嶋さんは、住民投票をしようっていうことを訴えるんでしたら、やっぱり両方同じような、そういう1項目だけね、ちょっと入れたらいいだけじゃないですか。住民、市民交流センターは案としてありますとか、そこら辺ちょっと入れたらええだけで、場所はないとかいうことはないと思うんです。それともう1つは。

○前嶋一博氏 入れてますってだから。

○熊田 司委員 だから、今言うてるのは、その緑と南淡に出たチラシには入ってなかったですよ。

○前嶋一博氏 ただそれだけのこと言ってるんですか。

○熊田 司委員 それだけじゃなしに、それを見てる人がいるんですから、ね。

○出田裕重委員長 前嶋さん。

○前嶋一博氏 だったら、市が説明責任を、これはどうなってんのっていうふうに住民が不安に思ってるんだから、それに対して、議員さんなり、それぞれの議員さんがこれだけいらっしゃるんですから、地元の議員さんが頑張って説明責任を果たしてもよろしいでしょ。市民の会も頑張って自分らにできる限りのことをお金もないところを一生懸命やってるわけですから。そしたら議員さんは議員さんで、その住民に対して一生懸命動かれたらいいわけですし。そうやって議員さん、市民、住民、そして市が、物事に関して一生懸命考えていくことによって、それぞれが深まっていくわけですし、それがどンドンどンドン

ん深まっていけば、これは非常にいいことだと思います。

○出田裕重委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 あと、同じくこの受任者を募るチラシの中で、住民説明会では25億円
円で済む、合併特例債を使うと11億で済む。建てかえを入れると33億、センターを入
れるともっとふえるってこういう簡単な見出ししか書いてありません。だから前嶋さんの
ほうで、この33億となった、25億が33億となった、8億ふえてる、それはなぜふえ
たかということ、どのように把握されてますか。

○出田裕重委員長 前嶋さん。

○前嶋一博氏 失礼します。私が把握してるのは、三原庁舎の打ち壊しとそれと改修費
用で、そういうふうにいるようになったと。それが加わってるというふうに解釈していま
す。

○出田裕重委員長 三原庁舎でよろしいですか。

○前嶋一博氏 ごめんなさい。中央庁舎ですね、言い間違えました。

○出田裕重委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 その中央庁舎の建てかえはいつですか。案では。

○出田裕重委員長 前嶋さん、どうぞ。

○前嶋一博氏 こちらが聞きたいです。

○出田裕重委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 平成40何年かの話だったと思うんです。その分も執行部は、議員の
ほうからの要請があったから出してるんやと。今聞きましたら、それはわかってないと。
わかってなくて33億言ったということ、言うこと自体は無責任なことではありません
か。

○出田裕重委員長 前島さん。

○前島一博氏 無責任ではありません。そのことがわからない、こういう話が出てきたということを出してるわけですから、そのことに対して、出すことは全然、知ったことを出すことは、無責任なことではありません。議会を傍聴してね、そのときにそのまま出てきたこと、そして感じたことを書かせていただきました。以上です。

○出田裕重委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 やっぱりこれはね、きちんと大事なことで、その先々のことまで議会のほうで、いろいろと新庁舎建設調査特別委員会の中で出たことなんですが、そこを把握せずに、そんな先の話まで入れてこれでこのチラシを見せたら、えっ、5月に25億って言いよったん6月でもう33億かよって思うのは、あんまりにも1カ月で8億も上がる、ほんだら今度つぎまた何億上がってくんねんやと疑うのは当たり前なこと、だからそこら辺はしっかりとチラシを出すんでしたら、チラシの内容については、ある程度きちんと把握してからでなければ、それこそ一般の市民の方をいろいろと誤解を招くことが余りにも多過ぎるんじゃないかなとそのように思いますが、この点いかがですか。

○出田裕重委員長 前島さん。

○前島一博氏 これはですね、住民説明会で質問をして、その質問に対して、答えなかったと。1回しか、もっと開いてくれ、わからないからもっと開いてくれというふうに言った住民の要望をね、聞かなくて、説明会が1回しか行われなかったことが、原因しています。

ですから、そういうことに対して、まさしく私がそういうふう感じたわけですね。33億の実際に25億としか説明会では聞かなかった。25億1,760万でその全部事業計画は、その事業費の総事業費が25億1,760万ということで、住民説明会で私は説明されたわけです。そして、そのあと議会、6月議会でしたか、に行って、行ったら、33億にまさしくなってる。議会傍聴して、それがなってる。まさしくおかしいじゃないかと。まさしく私自身が、このままではどんどん膨れ上がっていくんじゃないかという不安を感じました。

ですから、その不安を感じさせた、そのそういうふうなやり方自身に問題があります。ですから、もっとそんな不安を感じないで済むように住民にきちんと説明すべきです。以上です。

○出田裕重委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 それは、こういうチラシ出すものについては、やっぱりきちんと数字のこの根拠みたいなのは、やっぱり抑えとくのは当たり前のことやと僕は思います。

あと、すいませんが、ちょっと違う話になるんですけども、今度、前嶋さんはこのチラシの中で、ぼろ庁舎のままだったらいけないのだろうかという素朴な疑問が解消できませんというふうなのを書かれてました。ということは、新庁舎をまず建てないという住民投票してからの話、こんな先の話でええのかな思うんですが、例えば住民投票した、新庁舎を建てへんことになったとなりますと、それは先で過ぎますか。過程の話。だったらね、その分庁舎の建てかえの件は、どのように思われてますか。分庁舎、今の南淡庁舎とか西淡庁舎の建てかえ。

○出田裕重委員長 前嶋さん。

○前嶋一博氏 ちょっと質問の意図がよくわからないんですけど、分庁舎の建てかえを私に聞いてるんですか。私何の権限もありません。

○熊田 司委員 わかってますよ。考え方ですよ。

○前嶋一博氏 で、私は議会に対して、私が議会に対して、あるいは市に対して望んでることを言います。ずっと言ってるわけですけども、とりあえず住民の声を聞かずに賛成、反対の声も聞かずに、それでずっと説明会をもう建設ありきの説明会をして、そしてそのまま進めていったと。そのことに対して問題だと。だから住民の意思を聞いてほしいということです。

ですから、まず住民投票をして、それを白紙に戻して、そしてもっといい計画がないのか、今のまま、もう分庁舎をつぶし、そして中央庁舎も建てて、そしてどんどんどんどん住民がどう思うかがわからないまま進めていくのではなくって、まず今の計画を白紙に戻して、それからもっといい方法がないのかということを考えるべきだというふうに思っております。ですから、まずは住民投票をしてですね、今回の進めていってる計画を一たんこう、反対が多ければ一たんとめてもらって、賛成が多ければこれは仕方がないですけどもね。反対が多ければとめていただいて、そしてもう一回、本当に住民のためにいいのは何かというのを考え直していただきたいというふうに思っております。

○出田裕重委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 今度ちょっと執行部のほうにお聞きしたいんですけども、この提案では、ここのところが非常に議案の中で微妙になってくると思うんですが、尊重するという項目がありますよね、住民投票の結果を。これをどのように執行部はとらえられてるのか。尊重するというのを。するかせんかののとらえ方というのは。

○出田裕重委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 尊重ということは、尊重ということになるんですが、法的拘束力はないというふうには思っております。

○出田裕重委員長 はい、柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 今の話にちょっと絡んでくるんですけども、先日29日の意見陳述のときに前嶋代表は、主権は住民にあると。今のちょっと表現わからないんですけど、少なくとも議会は民意を反映してないと。というような話があったと思うんですが、その辺はどの辺から。それに一つ話としては、今の話に絡むのは、もう議会としては、3分の2で議決をしたわけです。だからその辺を踏まえてね、議会は民意を反映してないと、どの辺を、何を根拠にどの辺のことに基づいて言われてるのかお聞きしたいんですが。

○出田裕重委員長 前嶋さん。

○前嶋一博氏 そうですね、私自身が感じているのは、まさしくその庁舎位置を、3分の2以上で可決してしまったことです。ですから、住民がこれほど署名運動をしている最中のことでありました。その住民が一生懸命署名を集めてるわけですから、まず署名がどれだけ集まってくるのか。それを待ってね、そこからじっくりと考えていただくということがあってもよかったのに、それをせずに9月1日にもうその署名がまだ終わってもない時期に出してこられた。

それでもう1つですね、それとその9,713筆、私からすればもう1万筆以上の価値がある署名が集まっているにもかかわらず、議会は14対6ですか、の議決で、庁舎位置を可決してしまいました。ですから、住民が署名運動をしているにもかかわらず、庁舎位置は、これは庁舎位置だけのことなんだからということで、可決してしまう。それがまさしく住民の意思を反映していないことの一例に挙げられると思います。

○出田裕重委員長 はい、柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 私も1年生議員ですけどもね、実際には、もう住民の意向というのは十分聞いた上で、もうその辺の賛成、反対はやってるつもりなんです。だから、それをそんなことを別にして、ちょっと待てと。第一、その1万今9,700人ちゅう中では、もうこれは賛成か反対かわからないと。実際には、ほとんどいわれてることは、ちょっと待てやなくて、反対ですということをおいれながら、1万人署名集めたちゅうことですから、確かによくわからない判断つきかねてる市民はたくさんいるのは確かです。だから、その状況で署名を集められた、それを根拠に住民の意思を反映してないというのはね、私は必ずしも当たってないというふうに思うんですが、それが一つでしょうか。そういうことだけが民意を反映していないということの主張の一番の根拠でしょうか。

○出田裕重委員長 前嶋さん。

○前嶋一博氏 ちょっと言葉じりをとるようで悪いんですが、今のような質問されること自体が、ちょっと反映されてないんじゃないかと思われまます。ですから、もっとですね、地域の住民のね、いっぱい議員さんとして頑張って、そして声を聞いてきたつもりだとおっしゃる。もちろんそうだと思います。が、それでも、なおかつこういうふうに賛成、反対を住民で決めさせてほしいという署名が集まってる。ね。ですから人間ですからね、回れるのか、どんだけ回れるのかっていうか、ひとりの議員さんがどんだけ回れるのかという問題もありますが、でも努力するということは当然されてると思うんですね。そのされてる中で、こんだけ署名運動が起こり、そしてその署名が集まってきたこの事実をね、そういうふうな言葉で言うのではなくって、やはり重く受けとめていただくことが、住民の意思が反映されることだと思います。

○出田裕重委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 いろいろ意見陳述の中で、いろいろ理由を述べられて、それはすべてはもう反対理由だったと思うんですよ。ほとんどがやっぱり。住民投票をしてからでええじゃないかやなくて、あくまで庁舎建設には反対ですということをおわれてたと思うんです。だから、そのそういうことが住民の意思であると、私はそんなふうには思わないんで、議会はそれを反映してないというふうには、ちょっと私は思えてはいないんですけども。

○出田裕重委員長 前嶋さん。

○前嶋一博氏 反対理由というふうにお受けとめられるとおっしゃいましたけれども、そ

これはもう全く心外なことであります。つまり、疑問点が、疑問点が多々出てくる。そして、今進められてることは、その新庁舎建設に向けてどんどん進んでいってるわけです。ね。だから新庁舎建設に向けてどんどん進んでいってる、そのことで、ここはどうなってるの、ここはどうなってるのっていう不安が出てくる、ね。ですから、それに対して、今計画をしていることに対して、不安が出てきて、それに対して質問する。ごく当たり前のことです。

○出田裕重委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 少なくとも私の認識ではですね、議員はしっかり勉強して、背景の現況をして、経済性も全部計算した上で、やはり今その借金をふやすとかいう話じゃなくって、少なくとも先を見れば、必ずそれは経済効果が出てくる。経済効果っていいですか、経済性の投資効果が出てくるという、そういう判断をしっかりとした上で、その14人の人は賛成してるんですよ。だからそれをやっぱり民意を反映していないという言い方は、私は少なくともそれだけの人間はしっかりと自分の見解を持って自分の計算もした上で、借金は幾ら幾ら返せばいいということすべて計算した上で、もちろんその今のままで何もしなくていいという案とこれを比較した上で、やっぱりやるべきだということで、議員は全部そういう方向で意識を持ってるわけです。だからそれはそれでやっぱり逆に尊重すべきじゃないかというふうに私は思うんですが。

○出田裕重委員長 前嶋さん。

○前嶋一博氏 失礼します。議員の見解、いろんないろいろ勉強してやられてるということ。うん、それは議員としてお仕事頑張っておられる、当然のことだと思います。それと、その議員さんの考え、私はこう思うという考えと、住民がどう受け取るかということとは、全く別物であります。議員さんが私はこう思う、私はこれが正しいと思うというんであればですね、それを住民に対して、こういうふうにしていきましょう。ね。こうだからこういうことなんですよということで、民意をまとめて、民意をつくり上げていくのが議員さんのお仕事です。それをきちんと私はこう考えてる、一生懸命仕事やって私はこう考えてる、だけど住民はわかってくれないんだ、住民はこっだけ一生懸命やってこれが正しいのになぜわかってくれないんだろうと言う。これは違います。なぜわかってくれないんだじゃなくって、こういうことだからこうなんだよ、きちんときて、いやそれはどうなの、住民がここわからへんわどうなのと言ったときに、これはやっぱりこうなんだよと、そういうこうキャッチボールですね、をして、そして住民が、そうなのかと、そこまでするんだったらって納得できれば進んでいけるわけですよ。そこをおろそかにしてるから、

こういうふうになってしまってるわけですよ。だからそこをやっぱり頑張ってくださいことが、民意を反映するということだと考えております。

○出田裕重委員長 はい、柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 もちろん個人の見識あれば、いろいろデータによって是非判断を、個人はしとんのはもちろん間違いないですよ。議員個人個人は。それで、じゃあそれを地域の人に対して、説明してないかっていうたら、これは十分説明がみんな疑問を持って人は結構おるんですよ。やっぱりやるんかっちゅう話はよくあるんですよ。ただし、それに対しては、少なくとも議員は、私はきっちりとした格好で回答してます。そうしましたら、みんな納得してくれるっちゅうことで、私はそういう声を踏まえた上で、議会の中でそういう格好の賛否を出してるわけです。だから決してそれは全員すべての住民には当たってるわけじゃないにしてもね、少なくともそういうことをやった上での私は議員の判断が入っていると私は思ってます。

○出田裕重委員長 前嶋さん。

○前嶋一博氏 だから議員さん個人個人、見解があるとおっしゃってるわけですからそれとおおりですよ。ただその議員さんの中でも20人いて、その20人が一致しているわけではありません。これも14対6ですよ。民主主義っていうのは、多数決で決めることだけではないと思っています。少数意見をね、どれだけ尊重をして、どうやってその少数、おまえら少数やからもうおまえらの意見ええねんと。おれら多数やからこのままいくねん、どうや参ったかみたいな、それが民主主義ではないと思っています。少数意見の方の意見も、ね、各地域、住民の少ないところもあるわけじゃないですか。そしたら、その各地域の意見とすり合わせながら、やはり少数意見も大事にしながらやっていかれるのが普通だと思いますね。そういう意味では、議員の中でこうやってまとまったんだからとおっしゃるけれども、その今多数決ではそういうふうになったけれども、ね、まだこういうふうに住民投票なりあるわけですから。しかもまだ14対6というね、そういう形ではないわけですから、そこをやっぱりきちんともう一回ね、決まったんだからじゃなくて、でもまだ合意されてないわけだから、結局合意に向けての努力が終わってるわけではないと、そこをすべきだと思いますね。今どんどん突っ走るんじゃないって。

○出田裕重委員長 はい、柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 もうあのちょっと、平行線なるんで、もう終わります。

○出田裕重委員長　　前畠さん。

○前畠一博氏　　すいません、先ほどね、私も責任のことを言われて、責任はないんだということを言ったんですが、それに対して、誤解を招く表現であったと思うので、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。よろしいですか。

でね、結局、ちょっと外野うるさいですから黙ってください。傍聴者ちよつとうるさいので黙らせてもらっていただけますか。

○出田裕重委員長　　今、前畠さんの方から出られましたんで、続けてどうぞ。御静粛にお願いします。続けてどうぞ。

○前畠一博氏　　責任が法律のことで、言われたので、誤解を招くとね、その部分だけの話で誤解を招くと困るので、もちろん市民の会としてですね、一生懸命やらせていただきました。

先ほど言ったように、法律で罰則があるというのを知っております。その罰則については、先ほど言ったのとかわりません。悪気があって、これをしたろうとかいうことでやったことに対して罰則があると。善意でやることに対しては、法律もそのそういうふうな罰則をしないというふうに思っております。

でも、なおかつその中で、私たちが一生懸命やっていく中でですね、不備な点、不足な点というのがあって、それがもしかして万が一問題になったとします。そのときには全力を挙げて、市民の会の全力を挙げてですね、そういうことじゃないんだと、善意でやって一生懸命やったんだということで、頑張っってその人たちを守っていくとか、いう覚悟はあります。だから、その責任は当然あると感じております。

○出田裕重委員長　　はい、柏木副委員長。

○柏木　剛副委員長　　今の、ただね、法律ってやっぱりね、その善意でやったから許されると、ほんなもんじゃないと思いますよ。やっぱりね、その知ってる知らないのは関係なしに、やっぱり違法は違法ですからね。これはやっぱり認識して。

○出田裕重委員長　　はい、つぎ谷口さんの質問に移りたいと思います。どうぞ。

○前畠一博氏　　今のよろしいですか。

○出田裕重委員長 端的に。

○前嶋一博氏 それは法律に任せたいと思います。

○出田裕重委員長 はい、谷口委員。

○谷口博文委員 前嶋さんね、庁舎の建設の是非については、私はもう私のほんま一般質問聞いてもうたらよ、何で私は庁舎建ていうて、行財政改革ちゅうか、それで窓口サービスもできるしよ、阿那賀、伊加利、丸山地区あの辺もよ、やはりこうね、地域のコミュニティーの核になるようなやな、交流センターできるしよ、私自身はそういうふうな思いがあつてよ、そらもう庁舎早いこと建設すべきやと。

ほんで行財政、そういうような財源を捻出して、福祉であるとか教育であるとかへ回せちゅうのは、私の持論なんでやな。またその辺は前嶋さんとかみ合わん、欠点はあると思うねん。そやけど、議会人、私は政治家としてね、民意がすべて私は正しいと思てないんですよ。あのね、個人個人がそれぞれ判断する上において、やはりそういう情報が豊富な人が正しい。ほんまにね、政治家はね、ええかっこのうんじゃないけどね、やはり前嶋さん言うように、こういう英知を絞って決断したら、説明責任ちゅうのは、私は果たさないかと、これはもう政治家ですよ。ほんで、民衆がどれだけついてくるか。民意を全部耳傾けとつたらね、政治家はいずれ私は失敗すると思う。こらまあ余談な話です。

ほれで、前嶋さん、先ほどのその責任は感じないということ若干訂正していただいた上で話すんねんけど、前嶋さんね、日本国憲法第3章の第12条よ、この憲法を国民の思いを保障する自由及び権利は、国民の不断的努力によってこれを保持しなければならない。また、国民はこれを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負うというような、これは個人の権利とか、ほんで公共があくまでもよ、個人の権利の主張やったり人に迷惑かけたりしたらだめですよ。やはり公共ちゅうのは、個人の集合体、この集合体が公共やというような観点で私は理解しとんねんけど。ほんでね、直接請求権に基づく、当然、市民の権利の主張された上でのよ、74条の自治法に基づくこういう権利行使をされとるというのは、私はもう十分理解しとるんですよ。ほんでね、それには先ほども再三にわたって言うようにね、前嶋さん、やはり責任とね、義務は私がついてくる思うんよ。このあくまでも法に基づくよ、権利の行使しようねんさかい。そやから私はそれには必ずよ、義務と責任は私はもう当然ついてくる思とんねんの。その義務っていうのは何かいうたら、やっぱり説明責任というかよ、受任者に対してよ、しっかりとよ、今回はこういう趣旨でよ、住民投票の是非を問うということで皆さん方協力してくださいよと。ただしよ、法を違法性のあるような行為はだめですよと。あくまでも権利の行使なんでよ、法令を遵守した上でよ、やってもらわなあかんでというようなことを

しっかりと3百7十何名かによ、私はしていただけたんかどうかいのだけね、前畠さん。それがね、なぜこんなことばっかしいうかいうたら私の周辺よ、かなりね、受任者の資格がないのによ、人に頼まれてほんま善意の第三者よ、実際私はこの人責めよるのちゃうねん。そやけどそういうふうな法的に基づいたような署名活動を集めてないような事実がほんまたくさんあんな。それで、そういう人から頼まれたさかいいうて集められたら、ほんだらこんだけあと埋めっててくれとかいうやつが前畠さんほんまようけあんな。そやからね、私はほんで繰り返しの質問やけど、前畠さん、そういう意味でよ、責任がないということはよ、先ほど、先ほどよ、責任はあるというように解釈してええんやの。

○前畠一博氏 もちろんです。

○出田裕重委員長 はい、前畠さん。

○前畠一博氏 だから、先ほども言いましたように、署名運動ですね、しっかり頑張っていて、それをしっかり頑張っていて、今、谷口議員が言われたようなことは、余り私直接は把握してないですけども、もしそういうふうにならね、法的に問題があるというふうな判断がなされたときは、徹底的に私も戦う、戦います。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 あのね、前畠さんはね、理解した上でやっていただけてんの、私はね、残念に思うのは、その3百7十何人までしっかりとそういうようなその意思の統一とかよ、説明をしていただけてなかったんじゃないかなというような思い、前畠さんはな、そらどこぞとずっと回っていきよるうちゅうのは、僕はよう聞いとるよ。そやけどね、一部そういうような受任者でない方がよ、だれかに頼まれてよ、いろいろと回ってたいことはほんま聞いとんねん、前畠さんの。そやから、そこらの認識がよ、前畠さんのとこまで聞こえてへんのは、僕は残念やなと思います。

○出田裕重委員長 前畠さん、どうぞ。

○前畠一博氏 で、それはね、選管が、私たちは本当に署名を頑張って集めて、それは不備な点もいろいろあるだろう。いろんなこともあるかもしれない。でもね、それはもう選管にお任せしよう。僕らは集めて提出する。これしかできないわけですね。ですから、頑張って集めて提出する。そのときに法律違反みたいなね、ことをあればあれですけど、いうたら署名運動の妨害やったってね、これも法律違反でしょ。そういうことがあって、

私も聞こえてくるわけですよ。いろんなことをね。そんなことがいろんなこと聞こえてくる。そんな中でも頑張った。ね。そういうことであるんだけど、じゃあそんなこと、じゃあ許されるのかと思うようなことも、こっちもあるわけですね。看板を普通にちゃんと立ててるだけなのに、わざわざこれを何も権利のない人が外せとかね、こんなこという権利だれにもないわけですよ。なのに、わざわざ外せと言いに来ると。こんなこと許されるのかと思いつながら、腹も立ちながら、そんなことをやってきたわけです。これはもう選管にね、お任せしようじゃないかということやってきたわけです。

○出田裕重委員長 はい、谷口委員。

○谷口博文委員 あんな、前嶋さん、前嶋さんとわしの仲やからはっきり言わせてもらうねんけどよ、わしも実際よ、庁舎ていうのはな、前嶋さん、必ずね、僕はいずれ近い将来ね、これはね、分庁舎のままで残しとったってね、僕はこの町の将来がないと思とんねん。

前嶋さん、これもう個人的な考えやねんけど、ほんでそういうようなことでね、前嶋さん、僕は政治というのはね、現状の維持のままが一番ええ、これまた議論また違ってくるさかい。

○出田裕重委員長 前嶋さん。

○前嶋一博氏 それに関してはね、それに関してはね、結局そういうふうな意見を持ってられる住民もいてるし、違う住民もいてると。だから住民投票しましょうって言うわけですよ。しましょうよ。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 今の、違う違う、あのね、前嶋さんね、ほんまにね、設問によってね、僕はいつも言うとなのはね、人が判断するのはよ、今まで体験したか学習したか知恵として持とって判断すると。ほんだらこの情報が多ければ多いほど正しい判断ができると私は思とんですよ。そんだけのことです。

○出田裕重委員長 はい、蛭子委員。

○蛭子智彦委員 きょう、こうやって条例案を審議してるのは、いろいろその無効票、無効の署名があったにしても、その地方自治法上でいう50分の1以上有効署名があった

から条例案が出されてきたと。この条例案についての実質的な質問をほとんどせずにですね、このこと終始するっていうことは、ちょっと委員会審議としては、方向性が違うように思うんですけども。委員長そういう点の整理はしていただけないのでしょうか。

○出田裕重委員長 もちろんしておりますし、条例制定に至る背景として、私もできるだけ意見が出ればいいなという思いで審議もしてますし、今、午前中あと少し時間残ってますけども、本意は条例がここに出てきてるわけですから、経緯のばかり、経緯の話ばかりしてるのも辛いですけど、まだ終わるといようなことも私何も決めてませんし、そういう質問をどんどんしていただければなと思ってますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

はい、蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いろいろその背景、経緯の問題も確かであろうかと思うんですね。こうやって住民投票でという運動と、もう一方ではもうそんなんせんでもええと、庁舎建設が間違いないんだよという主張のチラシも拝見をいたしました。その中では、そのチラシの中で、南あわじ市の起債残高400億円ほどであるということが書かれてありましたのでね、ちょっとそれは違うなと思って質問させていただいたんですが、これはもう自分たち素人のつくったことなので、数字の間違いというのは勘弁してくださいというふうなお話だったので、確かにそれもそうだなと。市の出している資料を全部丹念に読んで、これが正しいか悪いかということについて、すべてを市民の方が理解するというのは、なかなか難しい面も確かにあるかと思うんですね。ただ、大事なことは、そういう間違ったものがあれば、それをできるだけ整理をして理解をしていただくということが、大事なんだろうというふうに思うんです。この住民投票の署名運動がやられる中で、いろいろ賛成、反対という議論が非常に深まったというふうに思うんですね。

ですから、署名運動をやった意味というのは、ただ対立をつくり出したということではなくて、公執行部が目指している市のあり方、それについての説明がまだまだ不十分であったと。それについてもっと深めて知りたいという思いに火をつけたと。市民の関心を引き起こしたというような評価を私はしているわけですけども、そういう点では代表、いかがでしょうか。

○出田裕重委員長 前嶋さん。

○前嶋一博氏 まさしくそのとおりですね。どんどんどんそのわからない間に住民が、情報がね、公開されない。情報公開をされていないところもいっぱいあったことに気づきました。それで、これが知りたいと思っても、それをわざわざ情報公開してくれとい

う請求書というか、それを出さないとしてももらえないんですね。だから、先ほど谷口議員がおっしゃったように、情報、間違っただ情報がたくさんあると余計に困りますけれども、正しい情報がきちんとあることが非常に大事なことですよね。それを判断するのにね。その情報を与えないで住民に正しい判断をしなさいというのは、これはむちゃなことですよ。おまえらは正しい情報与えないでおまえら正しい判断できてないやないかと。こんなのはむちゃな話ですよ。だから、正しい判断をしてほしいのであれば、やはりきちんとした情報公開をするべきです。そういうことがなされてないということにほんとに初めて気に、初めてというか、これほど情報公開がされてないのかということに初めて気づきました。会議録を見たいというだけでも情報公開しないとかね。それをさらにまたつぎの諮問委員会へ出さなきゃしてくれないとかね。いうことで、まだ出して、まだ公開されてないやつもあるわけですね。ですから、私は本当に一番純粋に正しい情報を知りたい。どんなふうになっているのか知りたいということから、それを知った上で、正しい判断をしていきたいというのは、まさしく一緒なんです。それで疑問に思ったことを、まさしくその熊田議員がおっしゃったように、両方の立場から書ける範囲で書いて出してあります。そういうことをやはりもっと知ってほしい、住民がもっと知ったらもっと関心が出てきて、もっと自分たちのことやっていうふうにわかってくれるんじゃないかということが、思いとしてあるわけですね。ですから、そういう意味では、まさしく今、蛭子議員がおっしゃったことを、情報公開が、情報をきちんとされてないということが、これだけ署名が集まり、これだけ皆さん受任者が集まったということは、まさしくその皆知りたい、わからない、でも知りたいという思いが集まった結果やと思います。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この庁舎についての検討するということで、検討委員会、市民の参加による検討委員会、これいわゆる諮問機関ということで、やられたと思うんですけども、この検討委員会でもかなり議論をされて、そして市民の合意を得たということであったわけですが、非常に情報が不足してるということで、その検討委員会の会議記録などの公開ということをずっと求めてきたわけですけども、これは非公開という判断でずっと来ておりました。どのような市民の中での議論がされ、そういう会でどんな議論積み重ねがあったのか、執行部の説明が十分だったのかどうなのかということを知りたいという市民から、この情報公開を求めて会議記録の公開を求めたわけですが、これは市の判断として公開しないということになったので、これが住民説明会の中で、やはり問題になったと思うんですけども、そういった会議記録を公開してほしいというような声は、住民説明会の中ではなかったんでしょうか。執行部にお聞かせいただきたいんですけども。市長にお聞きしたいんですけどね。

○出田裕重委員長 はい、市長公室長。

○市長公室長（田村 覚） いろんな質問があった中で、庁舎等特別、庁舎等の検討委員会の会議録の公開いうんですか、ちょっと記憶にございません。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 会議録の公開について、広く市民から求められたと。しかし、公開してこなかったものが、9月になってようやく情報公開審査会の判断で公開するべきだという判断が出たということについて、どのようにお考えなんですか。

○出田裕重委員長 市長公室長。

○市長公室長（田村 覚） まず我々考えたんはですね、市民の代表の方20名でもって検討委員会入ったわけなんですけど、自由な意見が言えないというようなことで、非公開というようなことですね、委員会の皆さんの意見を聞いて、非公開でいこうという方針が決まったわけなんですけども、審査会のほうで名前を伏せて、いろんな部分のところについては黒塗りをして公開せよというような判断が出たんで、それに従ったまででございます。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これについて、代表あるいは3人、御3人の方はどうにお考えなんですか。そうした情報公開しないということについて、判断をしてやってきたということについて、どのようにお考えになりますか。

○出田裕重委員長 前嶋さん。

○前嶋一博氏 結論からいっておかしいと思います。検討委員会で新庁舎のことについて話をされるわけですね。住民生活に非常に密着した重大な問題であります。

では、非公開で自由な意見が言えないから非公開だっていうふうにおっしゃるわけですが、これはですね、やはり公開をして自由な討議の場で、それで住民と協議をしながらやっていくべき問題やというふうに思います。ですから、そうやって自由に物が言えないからということで、密室でやっていくってことのその利点等はどこにあるんだろ

うというふうに思いますね。だから、そのもっと言うたら、本当にもっとこう、きちんとした話し合いをしていく、広げて話し合いを広げていく、そういう努力というのが必要だったというふうに感じています。

○出田裕重委員長 あれば。はい、窪田さん。

○窪田伊都子氏 すいません、その新庁舎の説明会があったときに、私も検討委員会の方はどのようにして選ばれたんですかっていうこともあれだったし、その20名の方は、地域に返って、やっぱり住民の方にその町の自治会のその長の方にでも説明して、それを住民にきちっと話す説明責任があるんじゃないですかっていうことを聞きました。やっぱりそういう、その代表になった限りは、そういう説明をしていただくのが当たり前だと思います。それに、何でこの市の説明がきちっと私らに伝わってないから、私たちは何回も何回も説明してくれてその中で自分らが咀嚼してわかるようになれば、納得ができるんですね、新庁舎のことでも。でも、その納得ができないから、こういう新庁舎の建設に住民投票っていうやつに走ったっていうか、そういうふうにしたわけなんです。だからもっと市のほうとしては、私たちに説明を、納得できる説明を何回もしてほしかったと思います。

○出田裕重委員長 吉田さん、ありますか。はい、どうぞ。

○吉田良子氏 庁舎等検討委員会の会議録が済んでから公開というような形になったわけですけども、やはりこの庁舎を建てるかどうかというのは、まちづくりの基本になってくるかと思います。庁舎を建てて、そしたらどういった市民サービスができるのか、それから地域づくりをどう進めていくんかという、一番大切な根幹になる事業だというふうに思ってます。それを会議録も公開しないということになっておりますけれども、これまで市長は市民参加、参画と共同ということを盛んに言うておりますけれども、それと相反するような状況が今まで続いてきたのではないかというふうに思ってます。それで、そういう検討委員会の会議をインターネットで公開する、まただれでも自由に図書館などで閲覧できるというようなことになれば、市民の人たちもさらに庁舎についてもっと理解を深めることができたっていったんではないかというふうに思ってますし、こういうふうな住民投票っていうところの動きになったかどうかっていうのは、不確定な要素があるわけですけども、市民参加というところがもっと進んでいったんではないか、市の説明、市が出してるいろんな情報っていうのは、今は一方通行の情報で、なかなか質問するには勇気が要るっていうような市民の声もよく聞きます。そういうところでは、なぜこういう庁舎に建てるっていうところの合意が得たんかっていうのは、もっと公開すべき話でなかったのかなって

いうふうには思っています。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今のお話を聞きますと、こうした住民投票を求めるそのきっかけになったのは、市が情報の一部を隠して来た。公開しなかった。市民説明会の中でもいろいろ資料は出されましたし、説明もあったわけですが、ただそこに至る住民の合意形成というか、市民代表の合意形成のプロセスに疑問を持っていたということも、この住民投票の運動を進めていくきっかけになったということがわかったと思います。

この執行部にちょっとお尋ねするんですが、提案者としてお尋ねしますが、この住民投票ということになりますと、告示から投票日までの間の期間というのは、どのようになりますか。

○出田裕重委員長 答えられますか、今。いえ、執行部に僕、今聞いてるんですけど、答えられますか。

はい、選挙管理委員会書記長。

○総務部次長兼選挙管理委員会書記長（入谷修司） 住民投票条例をつくって、その中で市長が定めるという規定になってございます。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 一般的にあって、どの程度の期間ということが想定されますか。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。

○総務部次長兼選挙管理委員会書記長（入谷修司） 調べまして、後ほど御報告させていただきます。

○出田裕重委員長 一般的にということによろしいですか、蛭子さん。

それでは、昼食のため暫時休憩いたします。

再開は、午後1時でお願いいたします。

(休憩 午前11時57分)

(再開 午後 1時00分)

○出田裕重委員長 それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、蛭子委員より質問がありましたので、答弁から。
選挙管理委員会書記長。

○総務部次長兼選挙管理委員会書記長（入谷修司） お昼前の蛭子議員の御質問でございますけれども、告示から投票日までの期間というお話の中で、基本的には条例で決めた期間ということになるわけでございますが、一般的には公職選挙法を準用して決めておるケースがほとんどでございます。いわゆる選挙期間という期間でございますして、指定都市については5日、一般の市につきましては7日間、町村につきましては5日間が告示日から投票日までの期間というようなケースで行われるケースがほとんどでございます。

○出田裕重委員長 はい、蛭子委員。

○蛭子智彦委員 期日投票運動の期間ということの説明があったかと思います。

この条例案の第2条第2項、住民投票は市民の自由な意思が反映されるものでなければならぬ。それと、第15条、住民投票に関する運動は自由にこれを行うことができる。ただし、市民の自由な意思が拘束され、または不当に干渉されるものであってはならないというようなことになってるわけですが、先ほどの経緯のお話の中で、代表からいろいろ署名運動の中で、いろいろ妨害的行為もあったというようなお話もあったわけですが、その点も少し詳しくお話いただけないでしょうか。

○出田裕重委員長 前嶋さん。

○前嶋一博氏 そうですね、先ほどは看板の話ですよね。看板を、住民投票の看板を立てましたと。その人の了解を得て立てたんですね、その人の土地にね。そしたら、そこに立てたあと後々ですね、そこ文句を言ってきた方がいてると。なんでそんなことしてんねんという文句を言ってきた方がいてると。議員さんの中でね。そういう話を聞きました。それで取り下げっていう話でね。そこにこうビニール袋をかぶせて、文字が見えへんようにして、ほってそういうふう中でかぶせなきゃいけなかったとか、そういうふうなことです。

あと署名を頑張って集めてたら、そうか、じゃあ署名してあげよう、しよかっていうときに、そのどこかの自治会長さんが来て、何しとんねやと。そんなことほんなんせんでええわとかいうふうな形で言われたとか。そういうふうなことをあったということでした。

ですから、そういうふうな、これは妨害に当たるようなことがあったということですね。

そういうあとは、チラシを出してですね、どういうことですかというように言っていくわけですが、じゃあ賛成派といわれる人たちからチラシが出てきたり、いうことがありました。私たちは反対というわけじゃなくって、その賛成、反対の住民投票ということで、頑張って集めてたわけですが、そうすると賛成なのか反対なのかというふうに話が流れていったりですね、非常にやりづらい面もあったというのはありますね。そんなところでよろしいですかね。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 同様に参考人吉田さんならどうでしょうか。

○出田裕重委員長 はい、吉田さん。

○吉田良子氏 特に署名活動中にはそう感じませんでしたけれども、縦覧期間中に入っていきますと、縦覧はどなたでも自由に見ることができます。ですから、だれが何日来たかっていうのは、私も知る由もないんですけども、縦覧に来た方から、縦覧した人か、ある人に電話をかけてほんとにその人が署名に回ってきたんかとかいうような話があったとか、いうようなことも聞いておりますし、そこまでする必要があったのかなっていう印象は持ちました。以上です。

○出田裕重委員長 よろしいですか、ほかに。

はい、谷口委員。

○谷口博文委員 選管のほうにお尋ねするわけですが、もしこの住民投票するときの経費的なもん、再度、要は、市単独でやられるというようなお話だったと思うんですけど、市長選のような状況で、ポスターとかそういう費用は要らんというようなお話だったと思うんですけど、大体前回お聞きした件では2,000万弱やというような回答だったと思うんですけど、大体経費はそれぐらい必要なんですか。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。

○総務部次長兼選挙管理委員会書記長（入谷修司） 選挙経費、市が行う選挙の部分、市長と議員選挙あるわけでございますが、公費負担の分、それからポスター掲示場とかは要りませんし、また選挙の七つ道具であったり、候補者説明会、そういった経費はかから

ないということの中で、その他の投開票にかかる経費は、ほとんど必要になってまいります。あくまでも試算であります。前の議会で申し上げておりますように、約1,700から800万程度必要でないだろうかとそのように理解しております。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 それと、選管にお尋ねするわけですが、その投票運動等々、選挙運動等でしたら当然、宣伝カー等々でこう、市内をです、必要性を訴えて回るような選挙運動されるんですけど、私もこういうケースが初めてなんでお尋ねするわけですが、運動は自由にこれを行うことができる、先ほど15条等を書いてあるんやけど、このあたりのこの運動というようなことはよ、どういう運動がよかってどういう運動が悪いとかいうような規制はあるんでしょうか。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。

○総務部次長兼選挙管理委員会書記長（入谷修司） これも先般の本会議で総務部長が回答させていただいたかと思えます。それに賛成する運動、反対する運動、双方自由でできるということになってございますけれども、ただし、他の法令、公職選挙法の縛りはございませぬが、他の法令に触れるようなものについては当然、その法によって規制されるということになります。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 この他の法令という他の法令について、具体的にお願いできますか。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。

○総務部次長兼選挙管理委員会書記長（入谷修司） 例えば、深夜に大音量のスピーカーで病院の前で放送したり、そういったような、通常一般的な法令で違反するような事項、また車なんかについても、そういった違法に看板をつけたり、そういったものについては当然、そこらの関係法令によって罰せられるというところになります。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 例えば、先ほど代表が言うといったように、住民投票でというような立

て看板を数であったりとかよ、その辺は何か規制あるのですか。公職選挙法やったら、そういうような選管からいただいたシールを貼ってですね、そういうような看板の掲示とか、そういうことされるねんやけど、こういうような住民投票に関しては、そういうような規制、数の規制なんかはあるんでしょうか。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。

○総務部次長兼選挙管理委員会書記長（入谷修司） 基本的にはありませんが、ただ無許可で掲示したような場合は当然、違法ということになります。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ちょっと聞き取りずらかったんやけど、もう一度お願い。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。

○総務部次長兼選挙管理委員会書記長（入谷修司） 公職選挙法で定められるようなそういったポスター、看板、そういったものを取りつけたらだめというような規制はございません。自由にできます。

ただ、無断で人の土地に看板をつくったり、そういったことについては当然、そこらの関係法令によって罰せられるような行為ということになってくるんじゃないかと思われま

す。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ということは、あれですか、庁舎建設には賛成ですか反対ですか意思表示をするような、簡単などというふうな書いたようなやつをよ、自分とこの家に幾ら貼つとこうとよ、それはもう全く今回は容認されとるいうか、自由な運動というようなことでとらえてよろしいんですか。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。

○総務部次長兼選挙管理委員会書記長（入谷修司） そのように理解いたしております。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員　　私自身はね、こういうふうなことでもう市民を2分するようなことは、私はもう回避したいというのが、私はもう常々の思いで、よかろうが悪かろうが市民の意思決定に対して、私は賛成じゃ反対じゃいうて地域の、地域がこう2分されるようなことになんのは、もう私はどうしても回避したいなというような思いがあんねんけど、このあたりのその選挙カーでどんどんどんその8時から8時までの間とかいうようなことは、街宣ちゅうか選挙カーでのそういうようなことは、一週間の期間だったら可能やというような解釈でよろしいんですか。

○出田裕重委員長　　選挙管理委員会書記長。

○総務部次長兼選挙管理委員会書記長（入谷修司）　　基本的にはそういった規制等はないわけですが、条例でそれはだめというような縛りをつければ、そのとおり、それに基づいてやっていただくという形になろうかと思えます。

○出田裕重委員長　　谷口委員。

○谷口博文委員　　条例制定っていうたらまた議会のそういうようなことになってくんねんけども、南あわじ市の条例でこれに追加して書くということけ。この選挙のやり方については、この15条の、例えば1とか2とかいうような感じでやられるということなんですか。

○出田裕重委員長　　選挙管理委員会書記長。

○総務部次長兼選挙管理委員会書記長（入谷修司）　　この条例案については、請求代表者の方でつくられた条例案を本日上程いたしておりますので、この条例案の中の15条でありましたら、それは自由に行えるという規定になってございます。

○出田裕重委員長　　よろしいですか、はい。
　　柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長　　選挙管理会のほう、すいません、これ何か最低投票とか何かそういう考え方ってあるんですか。何%、有権者何%以上とか、何かそなんあります。素朴な質問で、要するに投票率がどうか。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。

○総務部次長兼選挙管理委員会書記長（入谷修司） 基本的には条例で定めるという投票でございますけれども、一般的にはそういったものはございません。

○出田裕重委員長 ほかに。
はいどうぞ、谷口委員。

○谷口博文委員 そしたらよ、そのこの条例のその運動の規制をかけよかいな思ったらよ、やはりちょっと違うような内容の条例を議員から出さんなんということなんじゃ。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。

○総務部次長兼選挙管理委員会書記長（入谷修司） この条例については、議会提案、また市長提案いろいろできるわけでございますが、その中に置いて、今回は住民発議による直接請求による条例制定の提案でございますので、当然、市長がつくる場合、また議会が提案する場合、そういった中で、だれがつくるかということについては、その中でおのずから判断できることかと思えます。

○出田裕重委員長 ほかに。
はい、熊田委員。

○熊田 司委員 この投票については、新庁舎を建てる、建てないについて賛成か反対かを問うものところなってますが、他市の例で、こういう新庁舎の建てる、建てないで住民投票をしたところございますか。それは執行部のほうは押さえてませんか。今までこういう例、どっかでこういう地域で投票があったぞとかいう例はございませんか。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。

○総務部次長兼選挙管理委員会書記長（入谷修司） 庁舎建設で直接請求は起こりましたが、投票まで至った例は承知しておりません。

○出田裕重委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 先ほど僕が質問した中でも、前嶋さんに質問した中でも、その庁舎を

建てないときは、じゃあ分庁舎は建てかえに賛成か反対かということをお聞きしたのはなぜかという、さっきの北村さんがちらっと言いましたけども、文化体育館を建てる建てないやったら、建てないというほうに賛成だったらもうそれで話が済むわけですが、新庁舎については、建てる建てないで、じゃあ新庁舎を建てないということに住民とかが賛成するとなると、今度はじゃあ分庁舎はどうするかという問題が出てくる。分庁舎を建てかえる建てかえない、これでまた意見が分かれてくる可能性もあるという思いがしまして、ちょっと今聞いたのは、どういうことで、そのただこの新庁舎を建てる建てないだけの住民投票のマル・バツでしたらね、市民の意見をすべて吸収できないという思いがあるんですが、今までその新庁舎の住民投票いってないという状況の中で、そこら辺のなぜそうなったかいう、そういう例は把握されてますか。

○出田裕重委員長 答弁は執行部ですか。

○熊田 司委員 はい。

○出田裕重委員長 はい、選挙管理委員会書記長

○総務部次長兼選挙管理委員会書記長（入谷修司） いろいろとこの直接請求の勉強をする中で、そういった例は今まで、ちょっと手元に資料は持ち合わせございませんけれども、有権者の50分の1以上で直接請求されて議会で却下された例は、確かどこかあったように思いますが、ちょっと今どこがどうこういう資料を持ち合わせておりません。申しわけないです。

○出田裕重委員長 はい、熊田委員。

○熊田 司委員 僕のこれは質問じゃないですね、申しわけない。だからそういう点でね、さっき前嶋さんのほうに庁舎を建てる、前嶋さんの意見として、庁舎を建てないで住民投票が賛成になったときに、じゃあ分庁舎はどうするんですかという質問をしたんです。そうやってきますと今度、じゃあつぎの段階として分庁舎を建てないで、すいません新庁舎を建てない、じゃあ分庁舎を建てかえる建てかえないで、またどちらか執行部が意見を出してくる。それでまた住民投票になる。そうやってくると、市としては、じゃあまたその住民投票を待った上でなければつぎの計画が立てれないとなってくると、かなりこの新庁舎の問題については時間がかかり過ぎてしまうと、そういう思いがありましてね、そこら辺の、その庁舎を建てる建てないで、市民の意見がはっきりと掌握できるかどうかいうのを心配だったもので、今ちょっと聞かせてもらったんです。以上です。

○出田裕重委員長 はい、ほかにございませんか。
はい、谷口委員。

○谷口博文委員 これ14条の第2項でよ、投票の無効については規則で定めるになつとんやけど、これ規則ちゅうのは、この条例に、条例に規則ちゅうのはどこに載つとん。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。

○総務部次長兼選挙管理委員会書記長（入谷修司） この条例案は請求代表者によってつくられて、署名を集める際に署名簿に添付してとられた条例案を本日上程いたしておりまして、そこらについては、市のほうとしても十分に感知するところではないというものでございます。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 それでは、これは市民の会のほうから出されたやつを上程されとるといふことやね、前畠さん。ということは、規則で定めとるといふようなやな、ことはあんねんけど、規則は当然これには添付されとれへんのですか。施行規則。

○出田裕重委員長 はい、前畠さん。

○前畠一博氏 だから、この条例に定めるもののほかに、もし必要な事項があつたら別に定めるといふことで、そのときに定めるといふことですね。

どこですか。ごめんなさい、勘違いしてました。14条の第2項、ごめんなさい、全然違ふところ見てました。前項の規定にかかわらず第11条第3項に規定するこれについては規則で定めると。

だから、これはまた規則をつくつていふことですね。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 条例制定でこういうふうな文言があるということは当然よ、規則も作成しとって当たり前の話なんやけん。その辺、吉田さん、どない。

○出田裕重委員長 はい、吉田さん。

○吉田良子氏 一応これは、条例は住民投票を求める際につけて市民にこういうものですよということの説明で回っていたわけですけども、市民に対して規則まで細かく説明するところまでは、時間的な問題もありますから、添付はしてませんが案としては持っています。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これは、案として持っとんのやったらよ、これにつけてもらわなやな。私もよ、長いこと行政におったんやけどよ、施行規則、省令でないけんどのよ、さまざまなやな、ことを規則で定めとったらよ、それは規則にやな、のっって条例と法的拘束力は発生すのでやで、この辺は早々にでもほんだら。今あんのやったら。

○出田裕重委員長 はい、吉田さん。

○吉田良子氏 私もこれまで議会議員をさせていただいて、市がいろいろ条例提案してきます。新しい条例もつくって提案してることがありますけれども、ほとんどの文言については、規則で定めるというのが一般的な文章であります。私も議員当時、細かいことについては、規則まで提案して、すべきでないかという質問も何度となくさせていただきましたが、執行部はその必要がないということで、今まで蹴ってきております。そういう背景もあって、こういう投票について、署名を集める段階では、条例のみでいいという認識のもとでしております。これまでの市のあり方を批判しながら今回出してないのはいかなものかと言われては、そういうことにはなりますけれども、きょうはそこまでには至らないかなというような思いで、条例そのものを有権者の9,713人の重みをいかに受けとめていただくかという思いできょうは参加させていただいております。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 わかっとなねんけんどのよ、こういうような法の制定のときにはよ、条例で定めるとか、ほんで規則で定めるとことなつた、規則がこれやったらこういう規則ではよ、14条の2項の規則についてはこうこうこうですよと言うよ。これは、そういう文言があつてこそ理解でけんねんけどやな。それは速やかにほんだら。

○出田裕重委員長 吉田さん。

○吉田良子氏 その前提としては、ぜひ住民投票条例を可決しただけなければ出せない話にもなりますと、なると思いますので、その点は御理解いただきたいと思います。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そらもう規則の中でそやけどめちゃくちゃなことを定められとったらやな、これはそのこの条例自身のやな、効力的なもんで、この規則でそやけどこんなマルのやつは皆無効やいうて言われたら反対だけがやな、こんなことはないいうたって規則で定めといてもらわなの。例えばマルが無効ですと書いてここで定められたらやな、マル・バツですんのかどうか、知らんで、投票は。そやけどマルが無効ですやいうて規則にここ載ってましたいうて言うたら、住民投票してる人はそんなことはないで、ないけどもその辺のこともあんのよ、ちょっと一遍、この辺、ちょっと暫時休憩してちょっと調整してもうてくれへんけ。

○出田裕重委員長 という声もありますので、暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1時25分)

(再開 午後 1時27分)

○出田裕重委員長 再開いたします。
谷口委員。

○谷口博文委員 規則については市長が作成するということ。わかりました。

○出田裕重委員長 ほかに、質疑はございませんか。
はい、長船委員。

○長船吉博委員 今ずっと朝からいろいろ議論を聞いておったんですけども、こういう住民投票条例制定についてということを出すという元になったのは、やはり住民説明が不十分であり、また財政面において、自分たちの子、孫、ひ孫につけを回さないとかいうふうな事の中で、執行部として、やはりこの新庁舎建設についてっていうのは、住民の関心がいかに高いかっていうのも十分認識しておった中で、住民説明会をしておりますけども、それで十分だったのか、そこらの点、まずお聞きいたします。

○出田裕重委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（中田眞一郎） 新庁舎の建設につきましては、新庁舎の検討委員会の答申を受けまして、4月の初めから5月の半ばまで、市内21カ所をくまなく回らせていただきました。また、その間に市民説明会にお越しいただいた市民の方は、1,300名にも及ぶと。それ以降ですね、ちょうど総会の時期でございましたので、各種団体の総会時に少人数の総会でも結構ですというようなことで、私どもがお邪魔して十分な説明を行ったというふうに解釈をいたしております。

また、それ以降につきましては、南あわじ市の情報ネットワークを活用して、広報でありますとかさんさんネット、そこでの説明も十分をさせていただいたつもりでございます。また、それを一方通行というようなお話もございましたが、さんさんネットの放送を見たり、あるいは広報を読んだ方からは、担当である私どものほうにメールでの問い合わせであったり、電話での問い合わせ、はがきでの問い合わせ等がございましたので、決して一方通行ではないというふうに理解をいたしております。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 今、住民説明会で約1,300名の方の出席がなされたと。ここで参考人の方々が、住民投票について署名運動をした中で、約9,713筆の有効署名が集まったというふうなことで、この点、どういうふうに執行部として受けとめておるのでしょうか。

○出田裕重委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（中田眞一郎） 今回の署名活動につきましては、私どもが聞いておる範囲では、住民の皆さんで、この新庁舎の建設について投票で決めましょうというようなお話でございまして、9千何筆がすべて新庁舎建設に反対というような署名ではないというふうには解釈をいたしております。

また、この署名活動を通じまして、この新庁舎の建設について、市民皆さんの関心事になったということにつきましては、またある意味では評価はできるかと思いますが、9千何筆の署名がすべて新庁舎建設反対ではないというふうには理解をいたしております。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 先ほども前島参考人が、その他2人の方も言ってるじゃないですか。

この住民投票は、新庁舎を賛成か反対かを是非を問うという形の署名ですよというふうに言っておるんだから、次長もそこらの点、間違えんように受け取っていただきたいなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○出田裕重委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（中田眞一郎） 署名の九千何筆の中身につきましては、当然いろんな考えの方がいらっしゃって署名を行ったというふうに理解しております。その中身の比率につきましては、私どものほうでは、承知をいたしていないということでございます。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 僕ら、ずっとこの新庁舎についていろいろ個々勉強もし、あちこち聞いたりもし、やってきておるんですけども、その中で、やはり副市長、私はね、前回の市長選でなぜ市長が政治公約として、この新庁舎を取り上げてなかったのか。これが非常に残念でならないですね。これがもし市長がこの新庁舎建設をしますというような政治公約をなされておるんだったら、こういう住民投票、住民運動は起こらなかったと私は思うんです。この点、副市長いかがですか。

○出田裕重委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 議員さんも御承知のように、庁舎等の検討委員会に検討をお願いして、したのが市長名でお願いしたわけでございます。その検討が出ない間に結果的には市長選挙がありました。結果が出ないうちに市長が建てることを公約として選挙に出ることとなってくると、検討委員会に諮問したことが水の泡になるわけですので、そういうことはルール違反もいとこなんで、そんなことができるはずがないでしょう。そういうふうには思いませんか。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 これは、一般質問のときも言わせてもらいましたけども、あくまでもうわさではありますけども、市長部局のほうから検討委員会のほうに最終答申は市長選が済むまで待ってくれというようなことを言っておるといようなことを、うわさなんですけども、出ておったということの中で、やはりそこらであれば、市長として、こういう問題をしっかりとして、住民にその審判を仰ぐべきではなかったのかなというふうに私は思

っております。

で、今、昨日のこの産経新聞、住民投票のことについて出ておるんですけども、政府は31日、地方自治体重要事項を決める際に住民投票を実施する、実施を可能とする地方自治法を改正する方針を固めたという政府の方向性を出ておるんですけども、こういう新聞読まれましたでしょうか。

○出田裕重委員長 市長公室長。

○市長公室長（田村 覚） これ11月1日の産経新聞に出ております。

一方ですね、現在の日本の間接民主主義制度との関係を整理する必要もあるというような課題もいわれてるかなと、このように理解いたしております。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 それも当然出ておりますけども、やはりこれはなぜこういうふうなことに国が方針としてまとめたかというのは、やはりこの住民投票をするには、有権者の50分の1の署名、そして署名をとったときに、あとに議会の議決が必要やというこのネックがあると。ですから、そういうものをなくそうという、もっともっと住民主権である住民の意見を反映しようということで、こういうふうになっておるんだと私は理解しておるんですけども、今、国のほうではこういう動きになっておるのを踏まえた中で、やはりこの市民の方々が署名運動をし、約9,713筆の署名を集めた。それは、やはり真摯に受けとめた中で、私たちは議決しなくてはいけないなというふうに理解しております。以上です。

○出田裕重委員長 市長公室長。

○市長公室長（田村 覚） これはあくまで案であってですね、まだとおつとるわけでもないし、先ほど言いました間接民主主義との調整も残してるといわれておりますので、我々、今この段階です、これに口挟む立場じゃないという考えでございます。

○出田裕重委員長 はい、長船委員。

○長船吉博委員 それは当然だと。地方自治体の問題ではない。国のほうで審議をしている問題で、早ければ来年の1月の通常国会に法案提出され、可決する可能性も持っておりますので、それはそれとして、私どもも真摯にそれを受けとめた中での議決をしなくてははい

けないなというふうに思っております。終わります。

○出田裕重委員長 はい、北村委員。

○北村利夫委員 ちょっと議長に聞きますけども、市民の方から政倫審のほうにかけてくれた、問題来てると思うんですけども、これほどないされました。もう送付されたんですか。

○出田裕重委員長 はい、議長。

○川上 命議長 政倫審の市民からの出ております。それで本人にも相談をし、結局、議運にも相談をした中で、本人も政倫審にかけてもうてもええと。白黒つけてもうてもええということを言われておりました。今保留中です。

○出田裕重委員長 はい、北村委員。

○北村利夫委員 それはいわゆる要件を満たしてたから送付したんやというふうに理解していいですか。

○出田裕重委員長 はい、議長。

○川上 命議長 要件はちょっと条件的にはちょっと不備な点もあります。それで、本人とも相談しました。

○出田裕重委員長 はい、北村委員。

○北村利夫委員 いわゆる大人の対応をしたというふうに思っているわけですね。

 そこでお聞きするんですけども、政倫審にかけるいうたら、ほんま市民のほんにごく一部、1名やね今、の方が出せばそれでそのまま要件さえ整ってればとおるわけなんですけども。今回はいわゆる50分の1、それを十何倍もの数字が集まったということについては、執行部はどのようにお考えですか。

○出田裕重委員長 はい、副市長。

○副市長（川野四朗） それは私どもと関係がございませんで、政倫審は議会に提出さ

れておりますから、それは議会で判断されたいかがでしょうか。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 参考人の方は、この数字の重みというのはどのように思っておられます。50分の1でいいのを13倍、十何倍もの数字を集めたということについて。

○出田裕重委員長 前嶋さん。

○前嶋一博氏 実際、857の有効数があれば提出できるわけですよ。そのなぜその857以上集まった時点でもうね、提出できるんだからということで、出さなかったのかということですよ。はっきり言いまして、住民が、これだけたくさんの住民が考えてるんだということを知ってほしかったわけですね。議会が857ぐらいだったら、これで有効数達してるわけですから、きちんとそれでも審議していただけるわけですよ、ほんとはね。だけど、それだけの少ない数だったら本当にちゃんと審議していただけるのかというのが、不安だったわけですよ。住民が、これだけたくさんの住民がいてるんだよ、ほんとに思ってるんだよっていうことを示すために、できるだけその短い期間であったけれども、できるだけたくさんの人の署名が欲しかった。9月の1日にああいうね、庁舎位置のあんなのが出てきて、ばーんとう可決されてしまうというような状況ですから、余計にたくさんの人がいないと、本当にまじめに受け取ってもらえないんじゃないかという不安があったという事実ですよ。そういう思いで頑張って集めたということです。

○出田裕重委員長 はい、北村委員。

○北村利夫委員 やはり執行部は庁舎は必要やと。これは市民の人が望んでるんやというような答弁、前にいただいたんですけども、やっぱりそういうことなんですか。

○出田裕重委員長 市長公室長。

○市長公室長（田村 覚） これは、これまでも委員会で何回も説明しております、新庁舎の必要性4項目、基本計画の中に4項目書いてございます。その前段として、合併協定書に基づいて、そういった代表の方々で協議せえという順番を踏んできて、再度、市長が尊重するという中で、基本計画案つくる中で4項目ということで必要やという解釈、判断をしているところでございます。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いわゆる市民の代表の方が庁舎は必要やと言うから、市民が必要やと思ってるというふうに理解してるわけですか。

○出田裕重委員長 市長公室長。

○市長公室長（田村 覚） 庁舎検討委員会、各種団体、いろんな団体の方の意見を聞きなさいという合併協定書ですよ。それに基づいてしてきました。市長はそれを尊重するという中で、動く中で、最終的に我々に基本計画案をつくれという中で動いてきて、今度は推進するという位置づけになってきた経緯でございます。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 蒸し返しますけども、市民の代表の方、いわゆる検討委員会の中で必要やということで答申された。そやから、代表の人がそういうふうに答申されたので、執行部としては、市民がそれを望んでるというふうに理解されたのかどうかいうのをお聞きしてるんです。

○出田裕重委員長 市長公室長。

○市長公室長（田村 覚） 市民の代表の方たちは必要やという判断された。それで再度、市長はですね、その意見を尊重する中で、市長は市長なりに判断されて、4つの項目について検討した。やはり必要やという方向にきたというふうに理解いたしております。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いわゆる市民の代表の方が必要やと思って、市民が必要やということで提案されてるんですけども、今市民の方は、そのいわゆる1万以上の方が、それは我々にそっちのほうの判断をさせてくれというふうに言うてるんですけども、これについては何で目をつぶるんですか。

○出田裕重委員長 市長公室長。

○市長公室長（田村 覚） これは、目つぶる目をつぶらないという話でなしに、このたびの住民投票の請求の中でですね、市長も意見書つけてます。そこにその市長の考えが入ってます。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 この考え方、いわゆる二元代表制いわれてるわけですけども、もう1つの道があるわけですね。その道を見捨ててるいうように思うんですが、いかがですか。

○出田裕重委員長 市長公室長。

○市長公室長（田村 覚） これもこないだの本会議のときに、蛭子議員から市長は総務委員会に出ないので、市長に答弁求めましたよね、あのときも市長も答弁させていただいておりますように、物によりけりやというような言い方をされてると思います。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 3分の2のいわゆる特別議決をいりやつが、物によりけりやという中に入るはずですよ、これ。せやから何のために特別議決になるんかいうことで。

○出田裕重委員長 市長公室長。

○市長公室長（田村 覚） 3分の2の特別議決、多数議決をするものは、すべて住民投票しなさいというようなどころはどこにも書いてございません。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 だからこそ住民の方はこれについては投票してくださいいうて、直接請求したわけですよ。何もかもさせてくださいということじゃないですよ。誤解されてませんか、何か。

○出田裕重委員長 市長公室長。

○市長公室長（田村 覚） こないだ市長が言うたように、合併するとき、緑の例もされましたですけども、そういう時期はそれ当然、緑の場合はされたようですけども、

そういう大きな問題のときとか、あるいは市がひっくり返るような大きな問題のときというように、市長は答弁させてもらったと思っております。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いわゆる市民の有権者の4分の1以上の方が、このことに対して我々の意思を反映させてくれと言うてるわけなんですけども、それに耳かさないというのは何でかなと。逆に疑問に思うんですけども、いかがですか。

○出田裕重委員長 市長公室長。

○市長公室長（田村 覚） これは幾ら言うても一緒やと思うんですけども、ここの意見書にすべては集約されてると理解していただきたいと思います。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 執行部はこの二元代表制しか目がいかないのかなというふうに思うんですよね。まだ第三の道があるわけですから、その道も模索する必要あるんじゃないですか。これによって、投票することによって、市民の意見がまとまるわけですよってに、そのほうが今後の南あわじ市のまちづくりにとってもいい方向にいくん違うかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○出田裕重委員長 市長公室長。

○市長公室長（田村 覚） これも繰り返しますけれども、そういった合併当時とかそういうときには、多少市長も必要やったんじゃないかなと。しかしながら今ですね、新しく新庁舎が建ついうときは、これになじまないという判断をされたものと思います。

○北村利夫委員 はい、終わっときます。

○出田裕重委員長 ほかに、ございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 直接的な住民の意思ということであったわけなんですけども、この署名運動の中でいろいろ御苦勞されたと思うんですね。必ずしもその自分の思いで署名をした

いと思っても、さまざまな事情から署名ができなかったり、あるいはその縦覧期間を通じて署名を取り下げてほしいというようなことを各方面、こうちょっとこう影響力のある方から依頼をされたけれども、署名の取り下げはしなかったとか、こんな話も聞いたりもするんですけれども、その点、そういうお話はあったんでしょうか、どうでしょうか。

○出田裕重委員長 前島さん。

○前島一博氏 端的に言うことができました。そういうふうな縦覧期間の間にね、署名をした、それはもう署名をしたんですけども、それをほんとはあり得ないことだと思うんですが、それを署名したのを取り下げてくれみたいな話がありましたね、はい。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしますと、署名運動に取り組んだ立場からすると、その自由な意思が反映されるようにという努力もしたけれども、意思を反映できなかった。ある意味で妨害的なことというのは、やっぱり強く感じたということではないんでしょうか。

○出田裕重委員長 前島さん。

○前島一博氏 はい、そのとおりです。とりあえず本当は署名したいんだけど、子供がそこに勤めてるから、だからできないんだとかですね、この援助のお金がこの入ってくるから、だからもうこの署名はできないんだとかですね、その純粋なその署名のところでは、したいんだけど、でもしがらみがあってできないというふうなことで、お断りになる、なられた方もたくさんおられました。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 最後に皆さんにお伝えしたいようなことございますか、最後の一言を。

○出田裕重委員長 前島さん。

○前島一博氏 お許しいただきましたんで、発言を言わせていただきます。

ほんとに繰り返しになりますけれども、この9,713筆という住民の署名ですね、これを、これが一番端的にあらわしてるんですよ。住民の意思をね。ですから、それをきちんと踏まえて判断していただきたい、とらえていただきたい、これを切にお願いいたします。

す。

で、あと吉田さんのほうから、無理です、あかんですか。

○出田裕重委員長 そういうことを言われるといや、あちらで。

○蛭子智彦委員 委員長、その点なれないもので、御配慮いただいて、せっかく貴重な時間割いてですね、何か費用弁償もかなり出されてるということですので、そしたらほかの方もせっかくですね、参考人として来られてますので、まだ十分発言できてないこともあれば、この際ですから、参考人として私たちに意見を述べていただければというふうに思います。

○出田裕重委員長 お願いとして、短くお願いいたします。
はい、窪田さん。

○窪田伊都子氏 窪田です。すいません、議員さんの方々は、住民のその1票の重みというのをわかっていただいて、福良の議員さんの方は、福良の住民は署名するときに、わしゃ反対やからって言うて、私らは住民投票でっていうことを条例案出したいということで、署名に回ったんですが、ほかの議員の方々でも福良からたくさんの票をもらってる方がいると思うんです、ね、それを福良のその町の西淡もそれから南淡もすごく寂れてるって、そういうことをわかっていただいて、その住民がどういう気持ちでこの1票に署名したか、それを重く受けとめていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○出田裕重委員長 吉田さん。

○吉田良子氏 午前中も申し上げましたけれども、この三原地域でたくさんの署名いただきました。それで、私はなぜこのように署名が集まったのかっていうことを考えれば、合併の問題があったと思います。合併前までは、市長のすることや議員の方々のすることに抵抗なく受け入れをしてたと思いますけれども、合併を境に自分たちのまちづくりを考えるようになったと思います。それは、旧の三原町の中ではサービスがどんどん低下する中で、本当にこのまちづくりを一体どうするんかという意識が芽生えてきて、新庁舎の問題は、先ほど話がありましたように、建物を建てるということだけでなしに、市民サービスのあり方、地域の活性化のあり方、またそういう交通の面とかいろんな問題を含んだ大変大きなものであります。ですから、この市長の意見書を見たときに、私は愕然としたわけでありましてけれども、議会制民主主義の中で、議会が9月議会に判断していったから、それを踏襲するんだというようなことになってますけれども、市民の直接請求権を否定す

るような文章になってることに大変驚きを持ちました。ですから、今住民の方々は、このまちづくりを一体どうするんだという視点に立ってるその思いをぜひ受けとめていただきたいというふうに思っております。

○出田裕重委員長 ほかにございませんか。

それでは、暫時休憩いたします。

参考人の方には退席をしていただきます。

(休憩 午後 1時55分)

(再開 午前 2時05分)

○出田裕重委員長 それでは再開いたします。

質疑はございませんね、ありますか。

はい、副委員長。

○柏木 剛副委員長 この投票条例についてなんですけども、先ほど私もちょっと聞いたんですが、最低投票率なんかの規定がないというのは、やっぱり考えてみると、ちょっとまずいんじゃないかという気がするんです。例えば、だからそれをどんなふうな格好で執行部が出してるんかの、修正した条例を出してるんかと思うんですけども、ないかもわかりませんが、やっぱり最低何%以上の投票率がないと有効でないというふうな、結果を尊重するというふうにうたってる以上は、やっぱりそれは最低設けるのが、条例として必要やないでしょうか。

○出田裕重委員長 一般論として。

はい、副市長。

○副市長（川野四朗） 一般的に市民の皆さん方の民意を反映させるということであれば、やっぱり50パーセント以上の投票率がないと、この民意の反映が的確に反映されたといえないというふうに思いますので、他の例を見てもそういうものが多いように感じられます。

○出田裕重委員長 はい、柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 ということは、ぜひそんな方向でこの条例案を改定して提出する

なりの考え方をしていただきたいなというふうに思うんですが。

○出田裕重委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 直接請求の条例につきましては、私どものほうで補正することができませんので、この条例について判断をしていただくことになろうかと思えます。

○出田裕重委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 ということは、やっぱり、やはりそのこの条例案には不備があると、そういうふうにいえるんじゃないかと思えますが。

○出田裕重委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 私どもからすれば、そういうふうなその民意を反映させるというようなことであれば、やっぱりそれぐらいの投票率がないといかがなものかなと。したがって、この条例については、そういうことでは民意が問われないということの考え方は。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 局長、ちょっとお尋ねしますけれども、仮にそういうことであれば、議員発議のその、これは否決しても条例提案ということで、これは可能な話だと思うんですけども、その点いかがですか。

○出田裕重委員長 局長。

○事務局長（淵本幸男） 今回は直接請求で上がっていった条例案を、執行部のほうから市長が意見書をつけて提出したということで、それは先ほど答弁あったように、補正はできないということであろうかと思えます。

ただ、先ほどの質問で、別に議員提案で住民投票条例を発議する、あるいはこの条例案を修正する、そういったことは可能かと思えます。以上です。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　ですから、今質疑の内容、執行部に答えてもらうよりは、局長が説明されたように、そういう住民投票の価値観を高めるために投票率なりを制限を加えるというか、枠をはめるということは十分可能であるし、そういう民意の反映の仕方っていうことは、可能であるという理解をいたします。以上です。

○出田裕重委員長　　はい、谷口委員。

○谷口博文委員　　関連で先ほど局長の答弁で、規則はよ、規則は市長がつくる言うたんけ、それ再度ほんならこの規則ちゅうのは市長がつくって提出されるのけ。これだれに聞いたらええの、この規則は何や市長がつくるいうていったあれはだれがつくんねん。これはつくんのけ。

○出田裕重委員長　　選挙管理委員会書記長。

○総務部次長兼選挙管理委員会書記長（入谷修司）　　条例が制定されれば、その執行に当たってきちっと正当に行う必要上、規則が1つ必要であれば、当然規則を定めるという格好になろうかと思えます。

○出田裕重委員長　　よろしいですか。ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○出田裕重委員長　　質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○出田裕重委員長　　異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第65号、南あわじ市新庁舎建設について市民の意思を問う住民投票条例制定について原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手3名）

挙手が3名であります。

念のため、本案を原案のとおり決することに反対の方の挙手を求めます。

(挙手3名)

ただいまの採決については、挙手の方が3名でございます。

採決の結果、可否同数です。

したがいまして、委員会条例第17条第1項の規定により、委員長が本案に対して裁決します。

議案第65号、南あわじ市新庁舎建設について市民の意思を問う住民投票条例制定について委員長は否決です

よって議案第65号は、否決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託をされました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。11月4日の本会議における委員長報告において、どのようにしたらよろしいでしょうか。

○北村利夫委員 委員会の内容を十分に反映した委員長報告にしていきたいというふうに思います。

○出田裕重委員長 審査というか、条例制定に向けての経過、経緯の面も大分出ておりましたが、私の思いの中では、できるだけ端的に、すべてがすべて経緯を報告するのも難しいなど。だからそのとおりです。北村さんの言うとおりですので、条例案の審議について主に報告できればなと思っております。

はい、長船委員。

○長船吉博委員 委員長、副委員長で一応素案をつくってください。それで、ファクスでもいいんですけど見させていただきたいなど。

○出田裕重委員長 時間的にいけるかな。

○長船吉博委員 ファクスでも何でもええので。

○出田裕重委員長 あした祝日ですので、午前中にでも一度、明後日のね、本会議当日の午前中にでも一度皆さん方に目を通していただけると、私もありがたいなと思っておりますので。

○長船吉博委員 そのほうがええと思います。

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成22年11月 2日

南あわじ市議会総務常任委員会

委員長 出 田 裕 重